

# 南丹市高齢者福祉計画・ 第5期介護保険事業計画

～ 健康で生き生きと暮らせるまち ～

平成24年3月

南 丹 市

## ごあいさつ

南丹市では、平成 21 年 3 月に「南丹市高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じて、必要などころで必要な情報や支援、サービスが利用できるよう高齢者福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この間、地域包括ケアをより一層充実させるため介護保険法が一部改正され、高齢者が自立して住み慣れた地域で生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される体制「地域包括ケアシステム」の整備・構築が全国的にも重要な課題となっております。

また、京都府では、オール京都体制でのケアシステムの構築をめざす「京都式地域包括ケアシステム」の実現に向けての体制づくりが進められています。

本市におきましても、このような国や府の動向を見据え、南丹市の实情にあった施策として実現させるため、「認知症高齢者対策の充実」、「健康づくりや介護予防の推進」等の優先すべき重点事項や、これまでの事業の成果を踏まえ、平成 24 年度からの 3 カ年を計画期間とする「南丹市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」を策定しました。

この計画は、市民の皆様方からの貴重なご意見を基に、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会での協議・検討を経て策定したものであり、今後 3 年間の高齢者福祉施策の指針となるべき計画です。

高齢者の方々をはじめ、誰もが「健康で生き生きと暮らせるまち」を基本理念に、市民の皆様方、保健・医療・福祉の各関係団体、事業者等との連携・協働により施策の推進に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査への回答や、さまざまな方面からご協力をいただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

南丹市長 佐々木 稔 納



# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的位置づけ.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	2
第2章 南丹市を取り巻く現状.....	3
1 人口の推移.....	3
2 年齢3区分別人口構成比の推移.....	3
3 世帯の状況.....	4
4 要介護認定者の状況.....	5
5 南丹市の高齢者を取り巻く状況.....	6
第3章 計画の基本理念と基本方針.....	8
1 計画の基本理念.....	8
2 計画の基本方針.....	8
第4章 基本理念等の実現に向けた重点プロジェクト.....	10
プロジェクト1 地域包括ケアシステムの構築.....	10
第5章 平成26年度における高齢者等の状況.....	14
1 被保険者の将来推計.....	14
2 要介護認定者数の将来推計.....	14
第6章 介護保険事業の推進.....	15
1 日常生活圏域の設定.....	15
2 居宅介護サービスの推進.....	16
3 地域密着型サービスの推進.....	41
4 施設サービスの推進.....	50
5 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて.....	53
6 地域支援事業の推進.....	57

第7章 介護保険事業費の見込み.....	63
1 介護保険事業に関する費用の推計 .....	63
2 第1号被保険者の保険料の段階設定について .....	66
3 第1号被保険者の保険料について .....	67
第8章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり .....	68
1 健康づくりの推進 .....	68
2 介護予防の推進 .....	70
3 高齢者の社会参加などによる生きがいつくりの推進 .....	71
第9章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり .....	74
1 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり .....	74
2 福祉サービスの充実 .....	76
3 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進 .....	82
4 身近な地域での支え合いの促進 .....	85
5 高齢者の安心・安全の確保 .....	86
第10章 計画の推進に向けて.....	87
1 介護保険制度の円滑な実施に向けて .....	87
2 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理 .....	88
資料編.....	89
1 アンケート調査結果 .....	89
2 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 .....	100
3 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 .....	102



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進んでおり、2013年（平成25年）には65歳以上が4人に1人を上回る（中位推計）とされており、「超高齢社会」の到来が目前となっています。

また、高齢者の生活様式、価値観は一層多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者の福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方に基づき、取り組みを進めていくことが必要であるとしています。

本市では、平成20年度に策定した「南丹市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」において基本理念である「健康で生き生きと暮らせるまち」のもと、「高齢者の尊厳への配慮」「健康づくりや介護予防の推進」「高齢者の生きがいくつくりと社会参加の促進」「利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上」「住み慣れた地域で暮らすための支援」「地域で見守ることができる体制づくり」の6つを基本方針として地域の福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。これらの基本理念・基本方針などを基礎としつつも、社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）として策定することとします。

## 2 計画の法的位置づけ

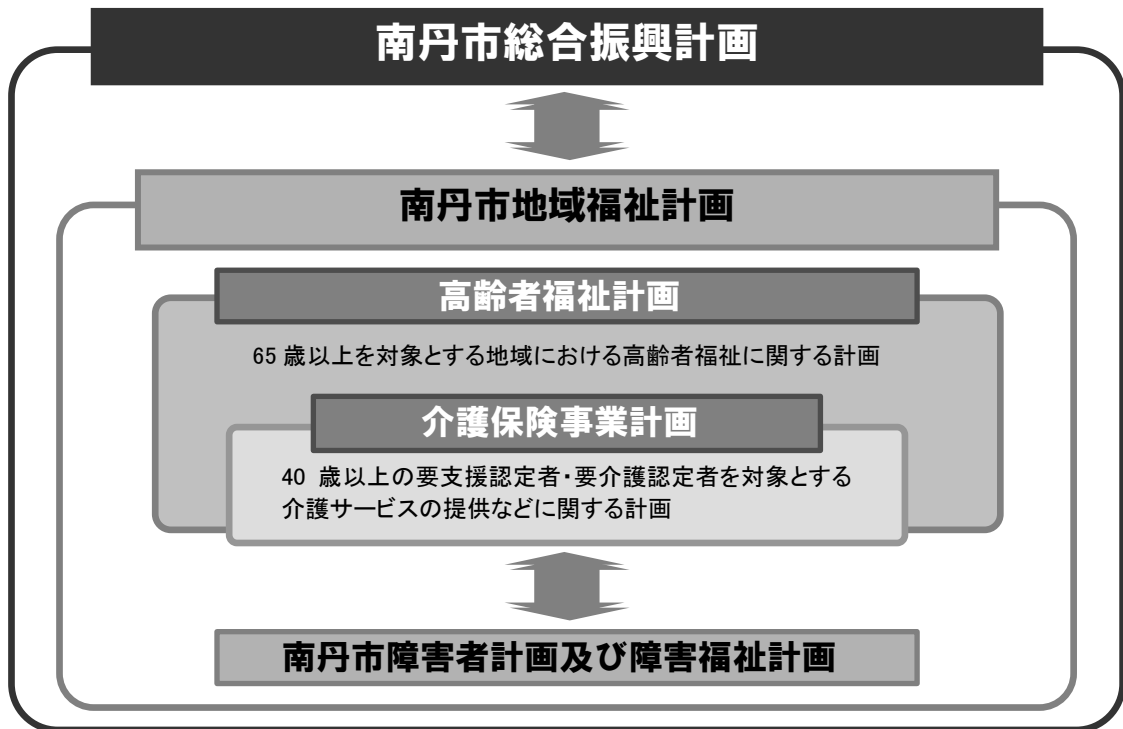
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護認定者や要支援認定者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者に対する福祉施策の実施に関する事項を定めるものです。

### 3 計画の位置づけ

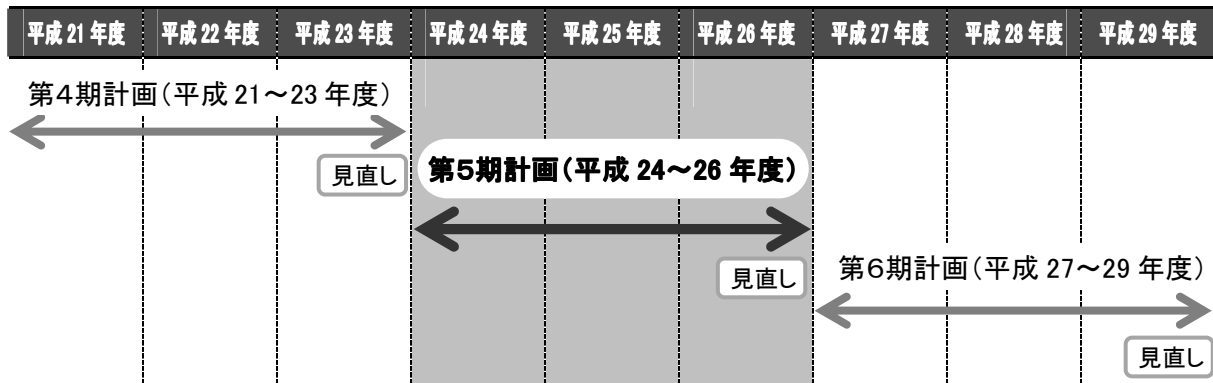
本計画は、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。本計画に位置づけられる具体的な事業はこの上位計画や「南丹市地域福祉計画」と調整を行い、進めていきます。

また、「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」といった関連計画との整合性を図りつつ、第3期計画において設定した2015年（平成27年）の高齢者介護のあり方や介護保険制度の利用に関する目標値などについて現状をふまえ、中間段階としての見直しを行うものとしします。



### 4 計画の期間

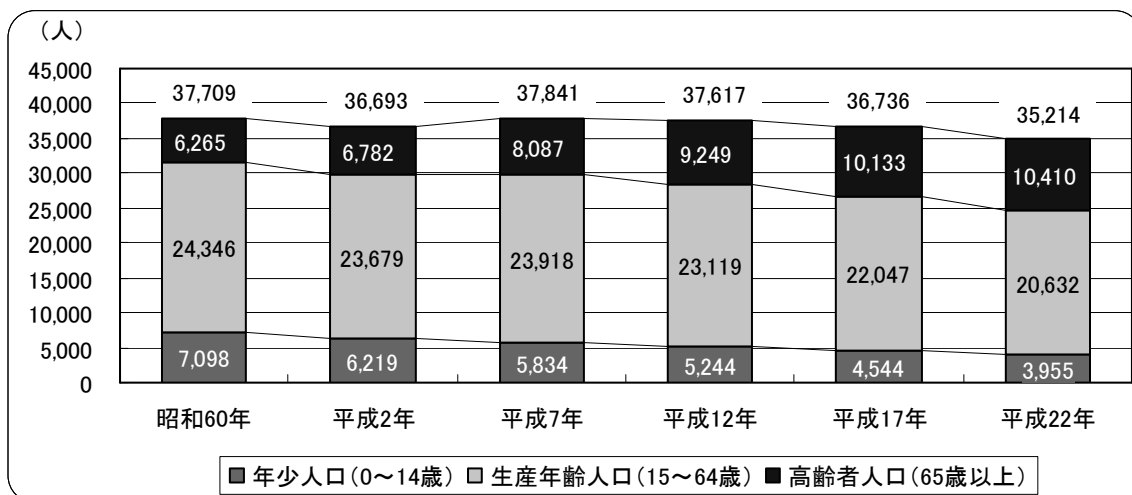
本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度までの3年間と定めます。



## 第2章 南丹市を取り巻く現状

### 1 人口の推移

人口の推移をみると、平成7年以降減少傾向となっており、平成22年には35,214人となっています。高齢者人口をみると、年々増加傾向にあり、平成22年では10,410人となっています。

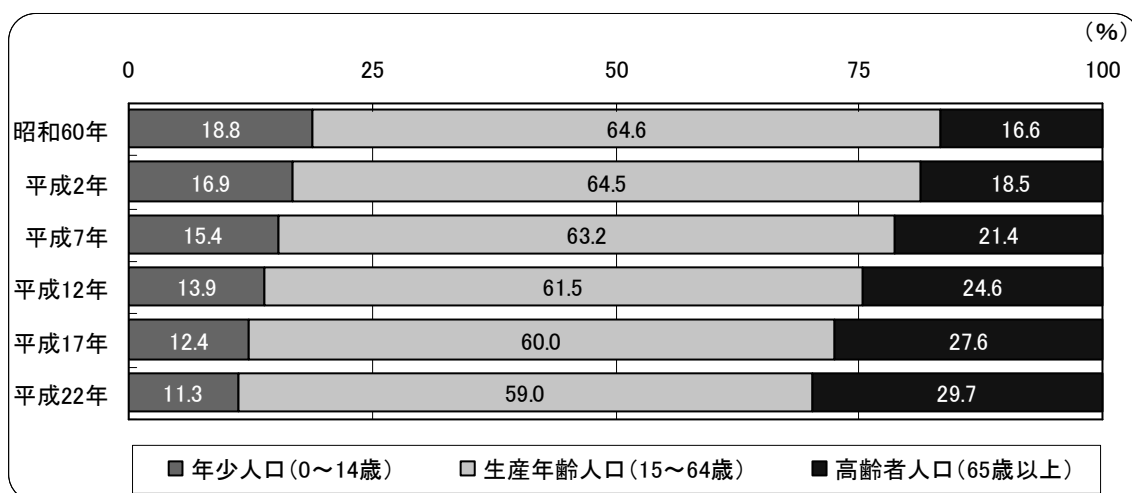


資料: 国勢調査

※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計は総人口とは異なる

### 2 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少しているのに対して、高齢者人口割合は年々増加傾向にあり、平成22年では29.7%となっています。



資料: 国勢調査

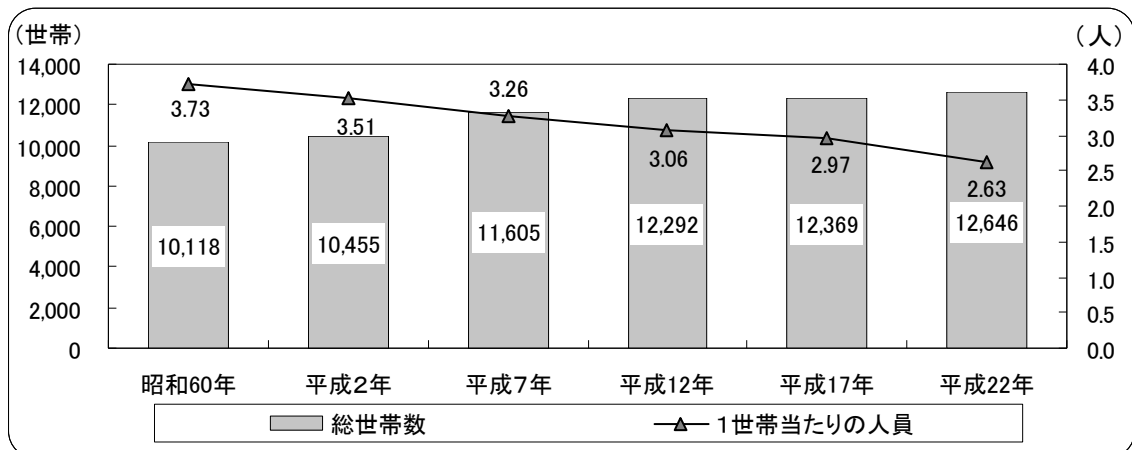
※端数処理のため、比率の合計が100.0%にならない場合がある



### 3 世帯の状況

#### (1) 一般世帯数の推移

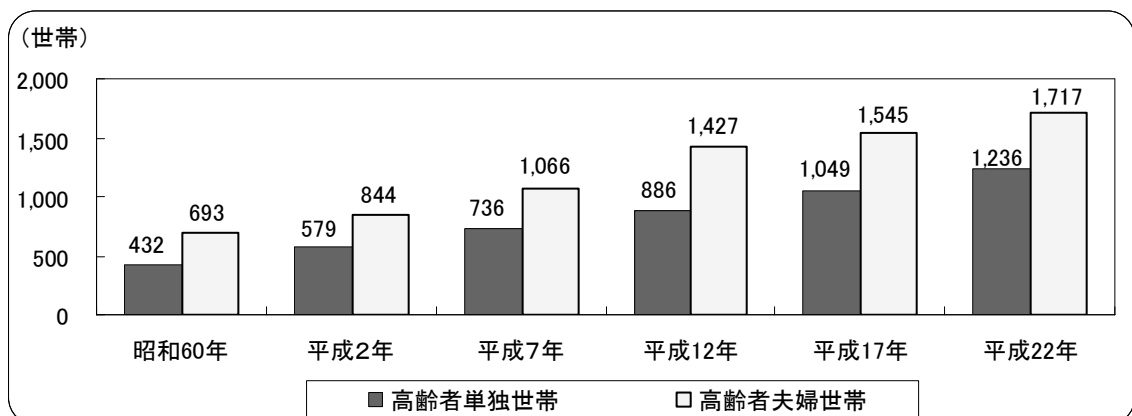
一般世帯数の推移をみると、総世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年では12,646世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成22年では2.63人となっています。



資料: 国勢調査

#### (2) 高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移

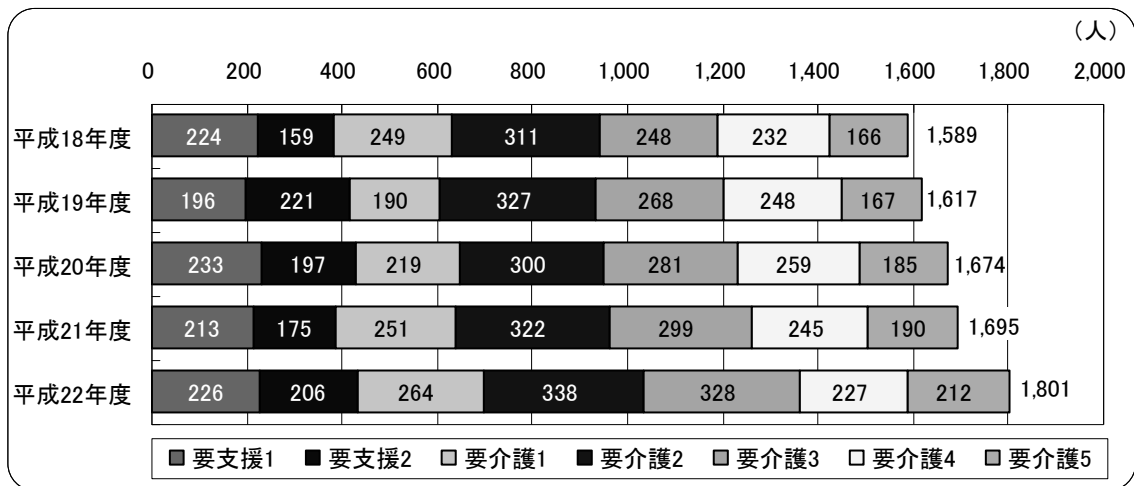
高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移をみると、双方ともに増加傾向にあり、高齢者単独世帯数は平成22年で1,236世帯となっています。高齢者夫婦世帯数は平成22年で1,717世帯となっています。



資料: 国勢調査

## 4 要介護認定者の状況

要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成22年では1,801人となっています。制度改正後の平成18年度からは212人増加しています。要支援・要介護度別にみると、特に要介護3の増加が顕著となっており、平成18年度から平成22年度にかけて80人増加しています。



資料:介護保険事業状況報告

## 5 南丹市の高齢者を取り巻く状況

### ◆高齢化の進行に対する対応の検討が必要となります。

本市は面積が 616.31 k m<sup>2</sup> で、そのうち森林が 87.6% を占めており、自然環境に恵まれています。高齡化も進行しています。本市の高齡化率は年々上昇しており、平成 23 年 3 月末で 29.8% となっており、国推計の 2015 年 26% という数字をすでに上回っています。

平成 22 年において、ひとり暮らし高齢者世帯は 1,236 世帯、高齢者夫婦世帯は 1,717 世帯と増加傾向にあり、これらの世帯を合わせると本市の世帯数の約 2 割を占めています。

アンケート調査結果をみると、外出の主な手段については「自分の運転する車・バイク」が半数近くを占めており、特に山間地域である美山圏域においてはその割合が高くなっています。本市においては、自動車が生計物資の確保や通院などの在宅生活を支える重要な交通機関となっていますが、高齡化が進行することにより、運転ができなくなる人が増加してくることも予測されるため、移動手段の確保について検討していくことが求められます。

近所づきあいについては、「お互いに訪問しあう人がいる」や「立ち話をする程度の人がいる」が多くなっており、比較的近所の人とのつきあいがあることがうかがえます。地域のコミュニティが希薄化していきいているといわれる中、近所づきあいなどを通して関係を築いておくことは重要となります。

### ◆南丹市の状況に応じた介護保険サービスの充実が求められます。

要介護認定者数が増加傾向にある中、介護保険サービスの利用状況についてみると、介護給付においては訪問看護や訪問リハビリテーションが計画値を大きく上回っています。予防給付についても同様に介護予防訪問看護や介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与が計画値を大きく上回っており、在宅でのサービス利用への意向が高いことがうかがえます。

また、アンケート調査結果をみると、全体としては通所介護が利用状況・利用意向ともに高く、特に美山圏域・園部圏域で高くなっています。

生涯を通じて元気に暮らせることが最も大切ですが、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活が継続できるよう、サービス基盤の整備を進める必要があります。今後もニーズにあったサービスの供給が図れるよう、検討していくことが求められます。

## ◆高齢者が生涯を通じて安心して暮らせる仕組みづくりが求められます。

高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、アンケート調査結果をみると、将来介護をしてくれる人は全体で8割程度はいるものの、ひとり暮らし世帯では5割程度にとどまっています。介護をしてくれる人については「子ども（子どもの配偶者含む）」が最も多くなっていますが、配偶者との2人世帯では「配偶者（夫または妻）」が最も多く老老介護となる可能性もあり、地域全体で支えていく基盤の強化が必要となります。

アンケート調査結果をみると、高齢者が健やかに過ごすために望まれていることとして「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談体制の充実」や「在宅での生活や介護がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの連携と充実」「サービス利用の手続きの簡素化」が高くなっています。

地域における保健・医療と福祉の中核を担い、高齢者を中心とする地域住民の課題解決に向けた取り組みを実践する地域包括支援センターでは、総合相談支援や医療・保健・福祉ネットワーク会議の開催、虐待の早期発見・防止などの取り組みを進めています。アンケート調査結果で地域包括支援センターの認知度をみると、「知らない」とする回答が一般高齢者で42.9%、要支援・要介護認定者で31.5%となっており、認知度が低い状況にあります。

高齢者が生涯を通じて安心して暮らしていくために、今後は地域包括支援センターの周知をさらに図るとともに、社会福祉協議会や医療機関、ケアマネジャー等との連携を図り、高齢者一人ひとりに合った包括的・継続的な支援体制を強化していくことが求められます。

## ◆高齢者が生き生きと暮らせるための支援の充実が求められます。

今後高齢者が増加していく中、高齢者の生きがいづくりなどが重要となってきます。このため、今後の団塊の世代の大量退職なども見据え、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持ってその経験や知識を地域のさまざまなニーズに活かすことができる仕組みづくりをより一層充実させることが必要です。

また、アンケート調査結果をみると、一般高齢者では介護保険サービス以外の福祉サービスについて現在は利用が少ないものの、今後の利用意向は「外出支援サービス」「訪問理美容サービス」「緊急通報装置設置」「家族介護用品支給事業」について3割を超えており、必要に応じた福祉サービスの充実が求められます。

## 第3章 計画の基本理念と基本方針

### 1 計画の基本理念

# 健康で生き生きと暮らせるまち

老いや病は誰にも等しく訪れますが、心身の健康的な状態をできるだけ長く保つことは誰もが望むことです。また、誰もが老いや病に直面しても、最後まで個人として尊重され、自らの意思で選択し、もてる力を活用して、できるかぎり自立した生活を送ることが望まれています。

誰もが望む「心身の健康」と「自立した生活」を実現するためには、市や事業者が保健・福祉サービスの充実を図るだけでなく、一人ひとりの市民が高齢期の保健福祉を自らの問題として捉え、健康意識を高め、地域での支え合いを充実させていくことが必要です。

こうした視点を今後も重視し、基本理念は前期計画を踏襲し、基本方針を以下のように定めます。

### 2 計画の基本方針

#### (1) 高齢者の尊厳への配慮

高齢者一人ひとりの多様な状況に応じて個性を尊重し、高齢者が必要なところで必要な情報や支援、サービスを利用できるよう、きめ細かな配慮や取り組みに努めます。

また、市民の誰もが高齢者を敬い、尊重することができる地域の構築に努めます。

#### (2) 健康づくりや介護予防の推進

高齢者の現在の健康状態を把握し、新たな病気を予防していく健康づくりについて、地域における既存の活動や社会的資源の有効活用を図りながら各種事業を進めます。

また、要介護状態の軽度化、悪化の防止、または要介護状態となることを予防することを目的に、保健・医療・福祉の密接な連携による適切なサービスの提供など、健やかで、生き生きとした高齢期をめざし、介護予防に努めます。

#### (3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢期は、介護を必要とする人々がいる一方、趣味や社会活動への参加など自らの価値観にしたがって主体的な生活を送ることのできる時期です。

高齢者が地域とのかかわりを持ち続け、能力をいかし、さらに高めることによって、生きがいにあふれた生活が送れるよう、地域活動や社会活動への参加の呼びかけに努めます。

#### **(4) 利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上**

高齢化の進行にともない、高齢者福祉などのサービスに対するニーズが増大し、また内容も多様化してきています。こうした利用者のニーズをふまえ、必要なサービスを利用できるよう、サービスの質の向上を図ります。また、制度の周知の徹底をはじめ、地域包括支援センターの充実などにより、高齢者がサービスを選択する機会を十分提供することにも努めます。

#### **(5) 認知症対策の推進**

要介護等高齢者の約半数は認知症の影響がみられ、高齢化にともなって、今後一層の増加が予想されています。そのため認知症高齢者とその家族に対する支援体制の整備をはじめとした認知症高齢者対策が求められています。今後、認知症を早期に発見し、早期に対応するため、地域や関係機関との連携の強化に努めます。

#### **(6) 住み慣れた地域で暮らすための支援**

高齢化の進行や核家族の増加など、家族形態の変容にともない、今後も要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれます。高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で生活できるよう、支援するとともに、介護家族の負担を軽減できる体制の構築に努めます。

#### **(7) 地域で見守ることができる体制づくり**

高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生きがいのある生活を送るために、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現をめざします。また、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、福祉シルバー人材センター、地域でのボランティア等の地域福祉の担い手による活動を支援していきます。

# 第4章 基本理念等の実現に向けた重点プロジェクト

## プロジェクト1 地域包括ケアシステムの構築

わが国は、高齢化の一途をたどっており、『団塊の世代』が75歳以上となる2025年（平成37年）には高齢化がピークを迎え、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯は全世帯の4分の1を占めると推計されています。

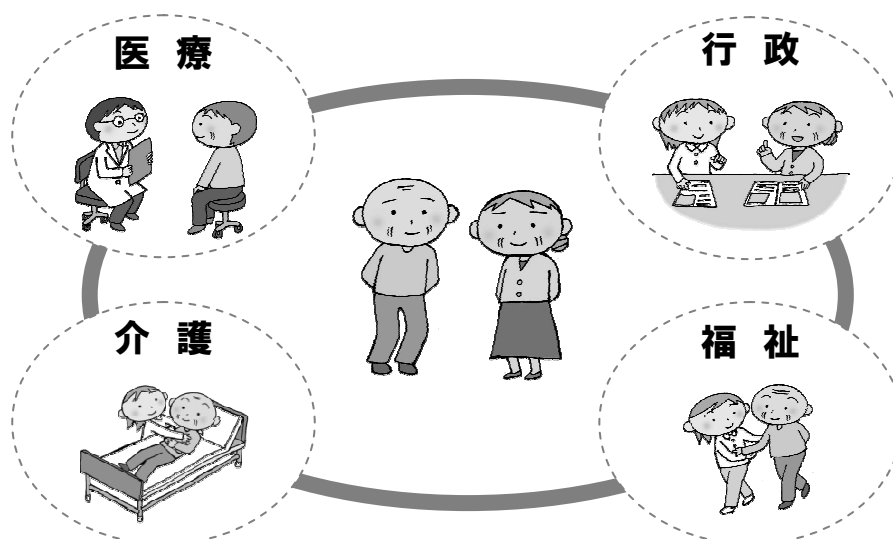
こうした中、国においては高齢化がピークとなる2025年に向けて、病気や介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用して、個人の自立とQOL<sup>1</sup>の追求が可能になるよう、医療や介護を通じた個々の心身状態にふさわしいサービスが切れ目なく提供できるようなサービス提供体制を構築することが必要とされています。

そして、この体制を高齢者の住み慣れた地域において実現させるためには、地域に根ざした「地域包括ケア体制」の構築が不可欠とされています。

「地域包括ケア体制」とは、在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、その人に対し迅速に、しかも最も適した形で地域のインフォーマルサービス<sup>2</sup>をはじめ保健・医療・福祉等のさまざまなサービスが提供される仕組みが十分に機能する体制です。

今後さらに認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括支援センターを中心として、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアの仕組み（＝「地域包括ケアシステム」）が十分に機能するよう地域包括ケア体制の構築を推進する必要があります。

### 【地域包括ケアのイメージ】



<sup>1</sup> QOL

クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）とは、一般に、一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということ尺度としてとらえる概念。

<sup>2</sup> インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のこと。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには住民同士が共に支えあう地域づくりが必要です。そこで、民生児童委員協議会・社会福祉協議会・自治会・老人クラブ等関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりの強化を図ります。

また、「地域包括ケア」を実現するために、高齢者一人ひとりのニーズにあわせ必要な情報やサービスが長期間にわたり切れ目なく包括的・継続的に提供できるよう医療・介護・福祉が連携し、高齢者及び地域の実情を勘案しながら、「地域包括ケアシステム」の構築に向け次のように取り組みます。

### ○介護サービスの充実

在宅で安心して暮らし続けるためには、訪問看護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の充実が必要となってきます。

しかし、市内には訪問看護・介護予防訪問看護を行う事業所が少なく、サービス提供体制が整っていない圏域があります。サービスの需要が増えてくる中で、今後、事業者の参入を促進しサービスの提供に努めます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護等は関係機関や近隣市町とも連携しながら、今後の事業実施に向け検討します。

そして、医療や介護等、関係機関と連携し、高齢者のニーズにあったサービスが提供できる体制づくりに努めます。

### ○地域包括支援センターの機能充実

高齢者を支援する総合相談窓口として地域包括支援センターの果たす役割は重要なものとなっています。

地域包括支援センターが中心となり、地域の身近な総合相談・支援の機能を果たすことで、介護サービス等の公的サービスだけでなく地域におけるサービスや資源を有効に活用し高齢者やその家族を包括的に支援できる体制づくりの強化に努めます。

地域包括支援センターは、現在、市内2か所に設置しており、各関係機関との連携・協働により高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう機能強化を図り、将来的には日常生活圏域ごとの4か所に設置ができるよう努めます。

### ○医療機関との連携

在宅で療養する高齢者が、かかりつけ医の協力のもと在宅療養あんしん病院登録システムを活用し、必要なときに安心して適切な医療サービスが利用できる体制づくりを進めます。

また、高齢化が進む中で住み慣れた地域で生活するために、かかりつけ医や地域包括支援センター・ケアマネジャー等が情報の共有化を図れるようなシステムづくりを推進し、医療と介護の連携の強化を図ります。



### ○認知症対策の充実

認知症高齢者が年々増加していく中で、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等と連携し、認知症の早期診断・治療が行える体制の強化や連携ネットワークの構築に努めます。

また、認知症になってもその人らしく住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう認知症に関する正しい理解を深め、支援者を増やすため「認知症キャラバンメイト」、「認知症サポーター」の養成を行います。

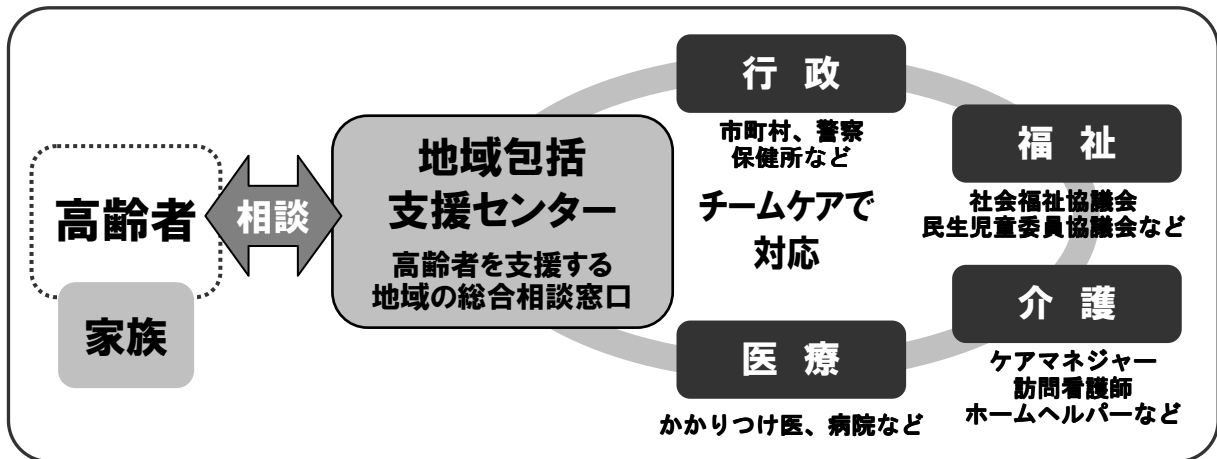
### ○緊急時における要介護認定者等の円滑な受入体制の構築

在宅で介護をする方が急病等で介護ができなくなり、緊急的な対応が必要となるようなケースが度々見受けられます。安心して介護のできる環境づくりをより一層推進する必要があるため、市内の介護保険施設や介護保険施設連絡会（仮称）等関係機関との連携により、緊急時に円滑な対応ができる体制づくりに努めます。

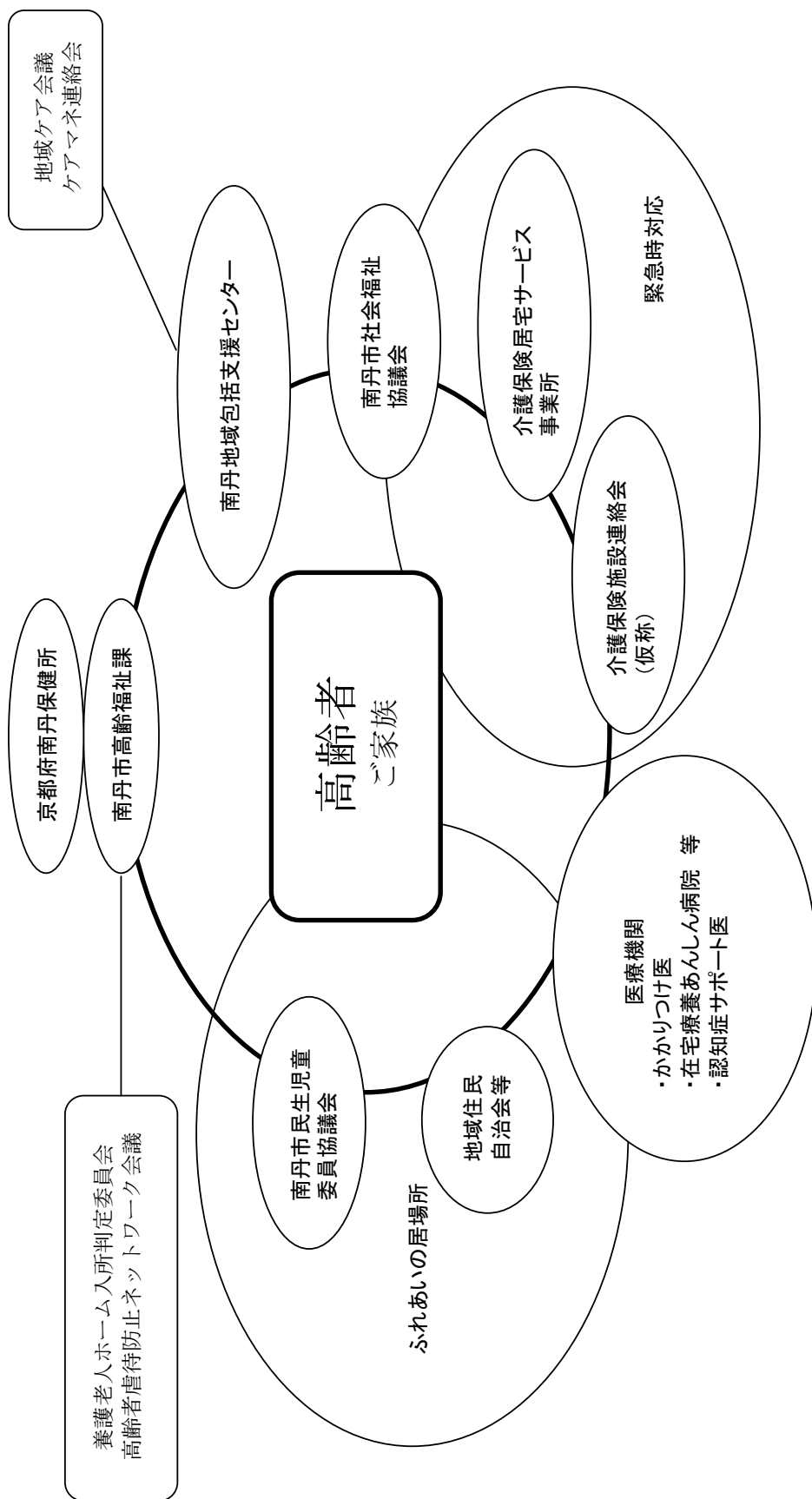
### ○ふれあいの居場所作り

空き民家等を利用し、いつでも誰でも気軽に集えるふれあいの居場所を開設し、開放した居場所を提供することにより出会いや地域のつながりを深めます。また、閉じこもりや引きこもり予防、生きがいつくりや孤立・孤独感の解消に努めます。

### 【連携のイメージ】



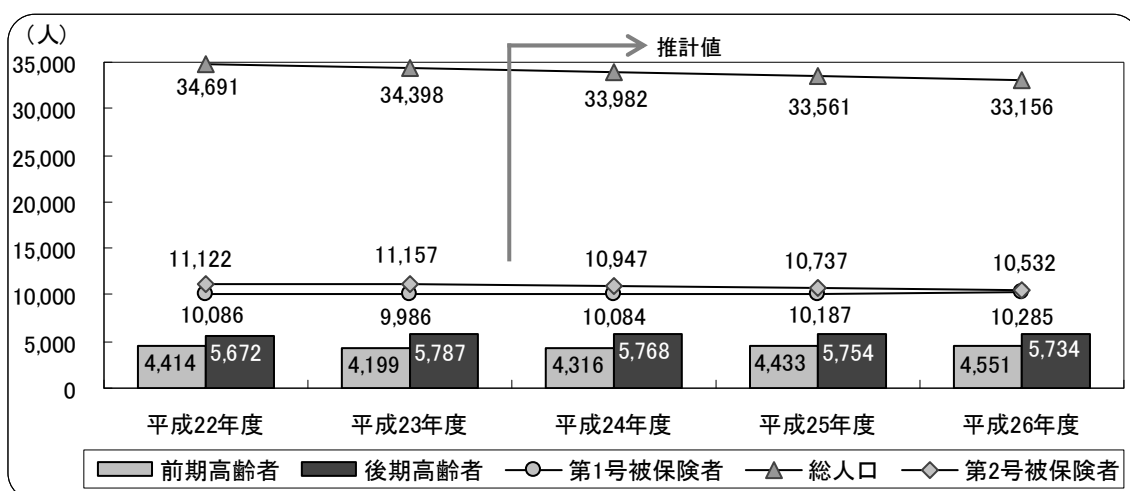
# 地域包括ケアシステム構築に向けた連携イメージ



# 第5章 平成26年度における高齢者等の状況

## 1 被保険者の将来推計

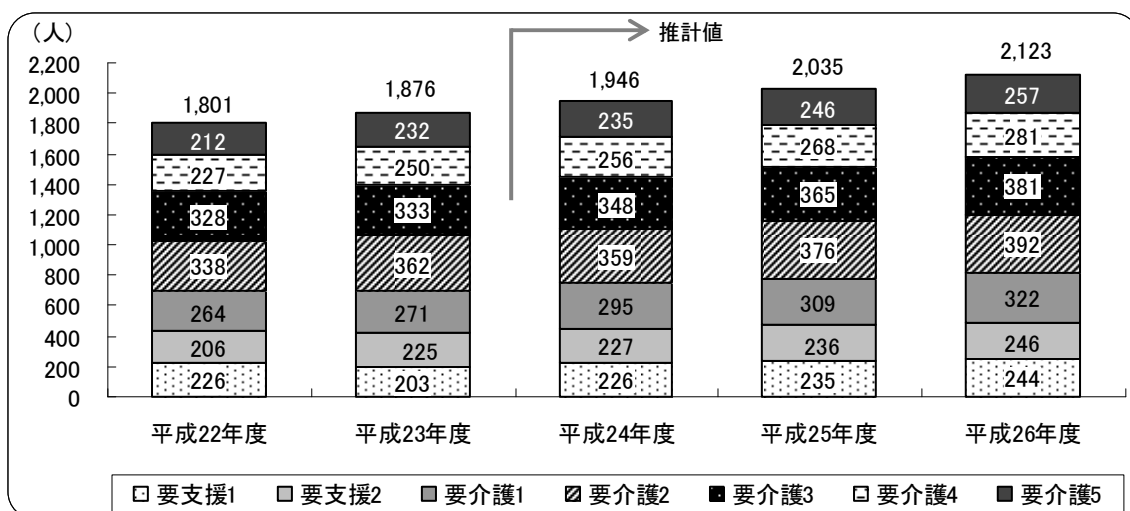
平成18年・平成23年の実績をもとに推計した被保険者の推移をみると、総人口は年々減少傾向にある中、第1号被保険者は平成24年以降増加傾向にあり、平成26年度には10,285人になると予測されます。



※平成18年・23年3月末の住民基本台帳及び外国人登録者数をもとに、コーホート変化率法により推計

## 2 要介護認定者数の将来推計

平成22年度・平成23年度の実績をもとに推計した要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向となっています。本計画期間中の平成24年度が1,946人、平成25年度が2,035人、平成26年度が2,123人となっており、平成22年度より322人増加すると見込まれます。



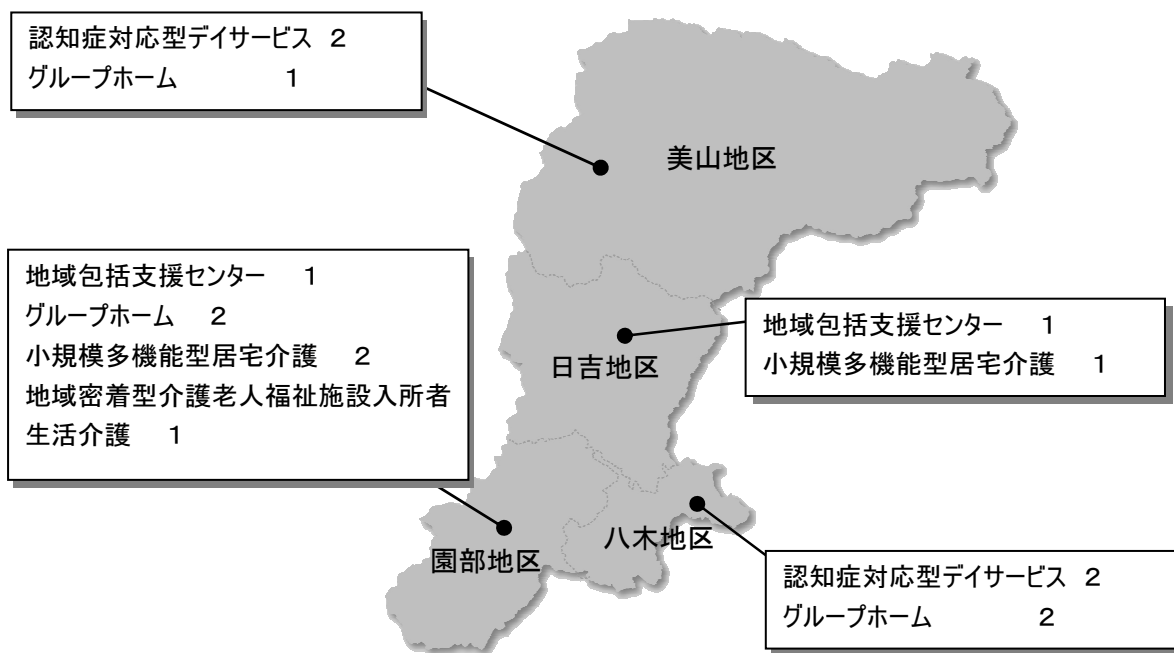
※要支援・要介護認定者数は第1号・第2号被保険者の合算値

# 第6章 介護保険事業の推進

## 1 日常生活圏域の設定

第3期計画以降の南丹市介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活を支える基盤（公共施設・交通網・人的ネットワーク等）ごとの圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込んでいます。第5期事業計画における本市の日常生活圏域の設定については、引き続き4圏域とし、各事業者が提供するサービス内容を十分吟味しながら、その圏域に応じたサービス体制の構築をめざします。

【日常生活圏域における地域密着型サービス基盤の整備状況】（平成23年度末現在）



■日常生活圏域の状況

単位：人

区分	人口	第1号被保険者数	認定者数	高齢化率	認定率
園部地区	16,226	3,824	669	24.8%	17.2%
八木地区	8,035	2,565	441	32.4%	17.0%
日吉地区	5,515	1,810	369	32.9%	19.8%
美山地区	4,578	1,777	397	39.4%	22.0%
合計	34,354	9,976	1,876	29.8%	18.5%

※平成23年10月末

※認定者数は第1号・第2号被保険者の合算値

## 2 居宅介護サービスの推進

### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。また、介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。

これまでの実績をみると、訪問介護は計画値よりも下回っており、介護予防訪問介護はほぼ計画値どおりとなっています。

アンケート調査結果からは利用状況よりも利用意向の方が低い傾向にあります。

#### 訪問介護

単位：回／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	70,418	70,756	71,002
実績値	48,776	52,695	52,776
計画進捗状況	69.3%	74.5%	74.3%

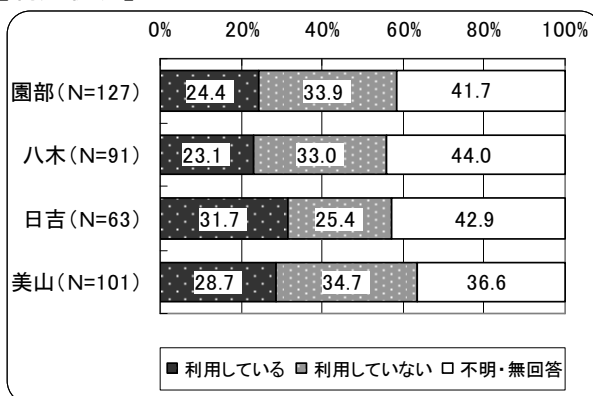
#### 介護予防訪問介護

単位：件／年

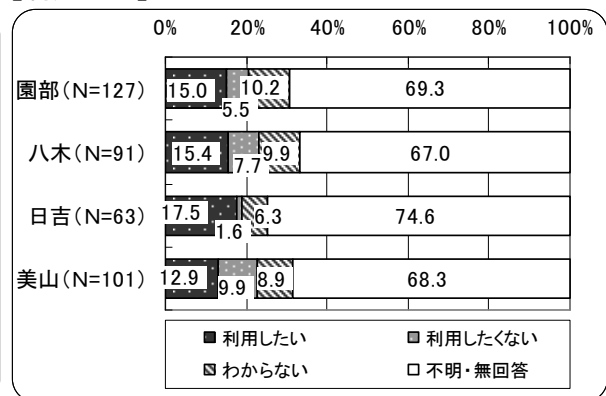
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	1,378	1,386	1,406
実績値	1,343	1,504	1,512
計画進捗状況	97.5%	108.5%	107.5%

### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

#### 【利用状況】



#### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には訪問介護・介護予防訪問介護提供事業所が9か所あります。

### ■訪問介護・介護予防訪問介護

所在地	事業所名
園部	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	ヘルパーステーション長生園
	訪問介護事業所はぎの里オアシス
八木	ラポール介護ステーション
	ほほえみ八木訪問介護事業所
日吉	ほほえみ日吉訪問介護事業所
	はぎの里訪問介護事業所
美山	美山やすらぎホーム
	ほほえみ美山訪問介護事業所

## ○今後の方向とサービス見込み量

訪問介護・介護予防訪問介護は、在宅での生活を維持していくために大変重要なサービスであることから、市内全圏域にて既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図るとともに、利用者に対してより質の高いサービス提供や、ヘルパーの増員等の体制整備に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護	回／年	54,709	57,628	60,547
	人／年	3,818	4,023	4,229
介護予防訪問介護	人／年	1,562	1,635	1,709

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、訪問入浴介護は計画値よりも上回っており、介護予防訪問入浴介護は計画では見込んでいなかったものの、平成22年度に利用がみられます。

アンケート調査結果からは利用状況は1割に満たないものの、同程度の利用意向がみられます。

### 訪問入浴介護

単位：回／年

区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	749	761	778
実績値	897	985	1,188
計画進捗状況	119.8%	129.4%	152.7%

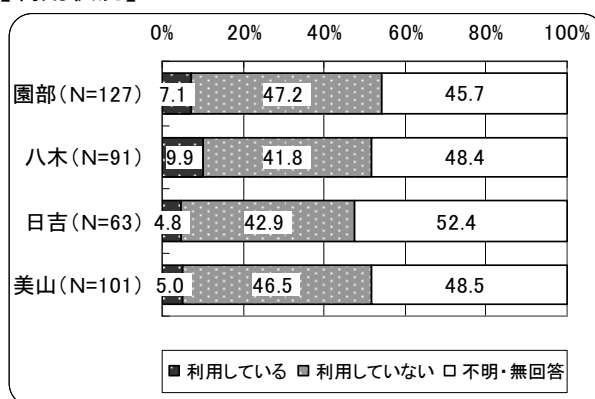
### 介護予防訪問入浴介護

単位：回／年

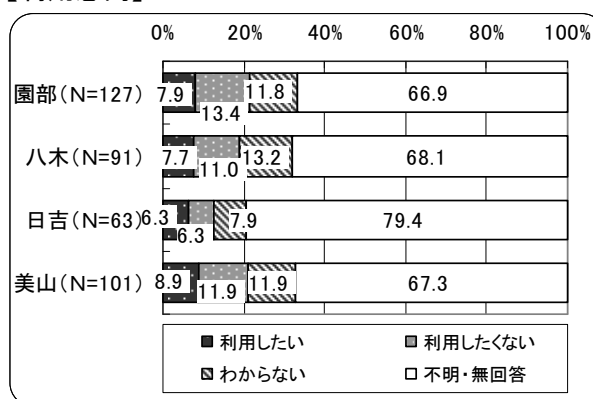
区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	0	0	0
実績値	0	7	0
計画進捗状況	-	-	-

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には訪問入浴介護提供事業所が2か所、介護予防訪問入浴介護提供事業所が1か所あります。

### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

所在地	事業所名
園部	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
八木	ほほえみ八木訪問入浴介護事業所(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

## ○今後の方向とサービス見込み量

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、現在、サービス提供体制が整っていない圏域（日吉圏域・美山圏域）を中心に事業者の参入を促進します。

訪問入浴介護は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

介護予防訪問入浴介護は見込み量をたてていませんが、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴介護	回／年	1,225	1,347	1,468
	人／年	332	365	397
介護予防訪問入浴介護	回／年	0	0	0
	人／年	0	0	0



### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援認定者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。

これまでの実績をみると、訪問看護は計画値よりも大きく上回っており、介護予防訪問看護も同様に大きく上回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が1割程度となっており、利用意向も同程度みられます。

#### 訪問看護

単位：回／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	2,219	2,233	2,257
実績値	4,121	4,854	5,122
計画進捗状況	185.7%	217.4%	226.9%

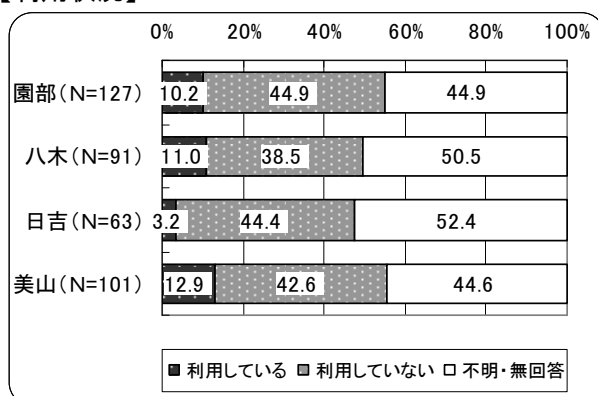
#### 介護予防訪問看護

単位：回／年

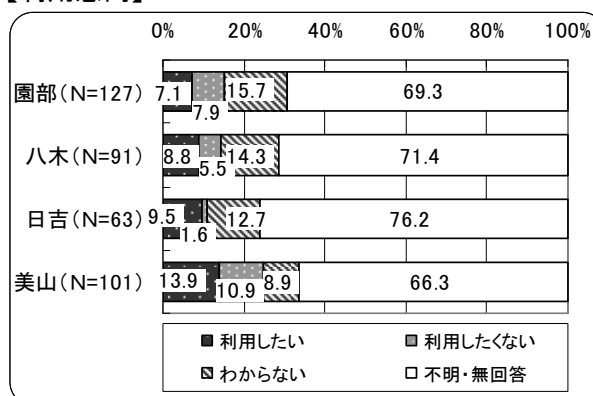
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	289	301	317
実績値	508	715	660
計画進捗状況	175.8%	237.5%	208.2%

### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

#### 【利用状況】



#### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には、訪問看護・介護予防訪問看護事業所が2か所あります。

### ■訪問看護・介護予防訪問看護

所在地	事業所名
園部	医療法人丹医会そのべ訪問看護ステーション
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所

## ○今後の方向とサービス見込み量

訪問看護・介護予防訪問看護は、現在、サービス提供体制が整っていない圏域（八木圏域・日吉圏域）を中心に事業者の参入を促進します。

行政、医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所の情報交換や連携を密にし、適切なサービス提供に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問看護	回／年	5,557	5,966	6,375
	人／年	917	982	1,047
介護予防訪問看護	回／年	743	779	814
	人／年	151	158	165

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援認定者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

これまでの実績をみると、訪問リハビリテーションは計画値よりも大きく上回っており、介護予防訪問リハビリテーションも同様に大きく上回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が1割程度となっており、利用意向も同程度みられます。特に八木で利用状況・利用意向ともに1割を超えて高くなっています。

##### 訪問リハビリテーション

単位：回／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	551	556	556
実績値	1,328	1,786	2,712
計画進捗状況	241.0%	321.2%	487.8%

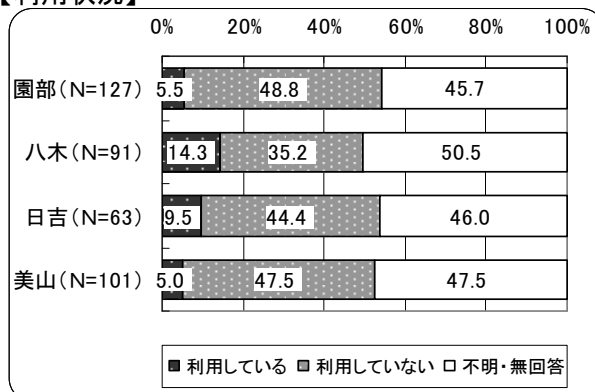
##### 介護予防訪問リハビリテーション

単位：回／年

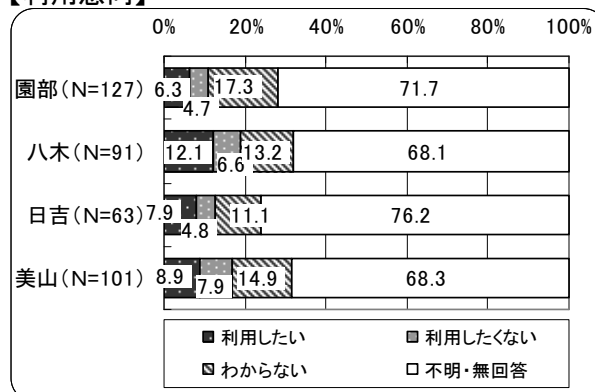
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	32	36	40
実績値	429	487	756
計画進捗状況	1340.6%	1352.8%	1890.0%

#### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

##### 【利用状況】



##### 【利用意向】



## ○今後の方向とサービス見込み量

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、個々に適した効果的・効率的なリハビリテーションを行うため、通所系サービス事業所やケアマネジャーとの連携について指導・要請していきます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問リハビリテーション	回／年	3,456	3,672	3,888
	人／年	399	427	454
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	921	966	1,012
	人／年	101	106	111

## (5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

これまでの実績をみると、居宅療養管理指導は計画値よりも下回っており、介護予防居宅療養管理指導は平成 21 年度で大きく上回っていますが、平成 22 年度ではほぼ計画値どおりとなっています。

アンケート調査結果からは利用状況が 1 割に満たない状況となっており、利用意向も同程度みられます。

### 居宅療養管理指導

単位：人／年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	1,098	1,101	1,104
実績値	896	791	756
計画進捗状況	81.6%	71.8%	68.5%

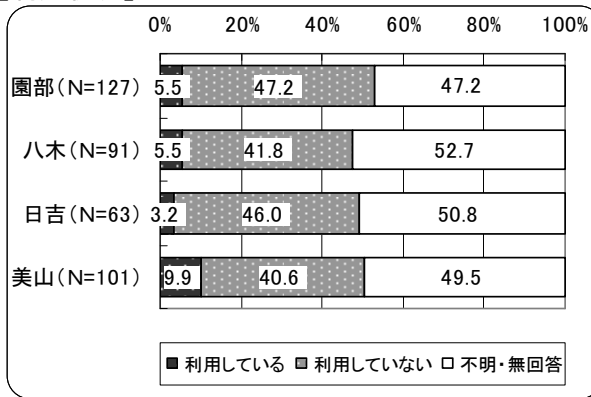
### 介護予防居宅療養管理指導

単位：人／年

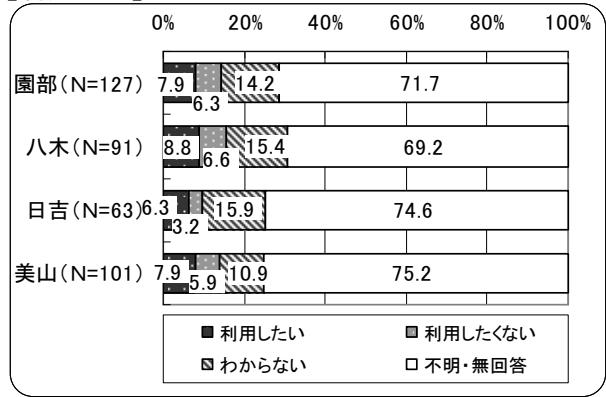
区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	61	69	78
実績値	101	77	84
計画進捗状況	165.6%	111.6%	107.7%

○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

【利用状況】



【利用意向】



○今後の方向とサービス見込み量

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、利用者ニーズに応じた質の高いサービスが提供できるよう事業者（医療機関）とケアマネジャー等との連携について指導・要請するとともに、関係機関との協力体制の確立に努めます。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

第5期計画のサービス見込み量

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導	人／年	761	826	890
介護予防居宅療養管理指導	人／年	88	93	97

## (6)通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。また、介護予防通所介護は、要支援認定者に対して介護予防を目的として、入浴・食事の提供等、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

これまでの実績をみると、通所介護はほぼ計画値どおりとなっており、介護予防通所介護は計画値を下回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が5割を超えており、美山については7割を超えています。利用意向は園部・八木・美山で3割、日吉では2割を超えています。

### 通所介護

単位：回／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	28,927	29,695	31,064
実績値	29,667	32,690	37,668
計画進捗状況	102.6%	110.1%	121.3%

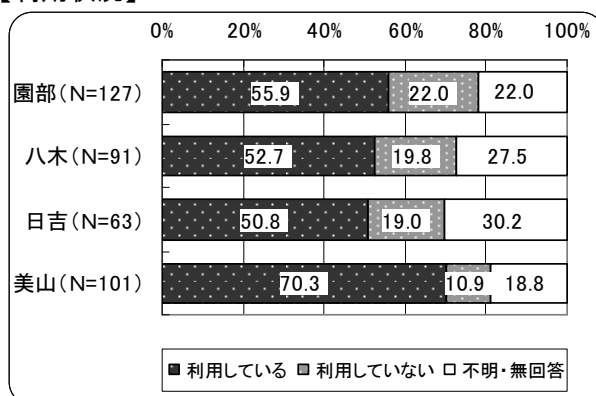
### 介護予防通所介護

単位：人／年

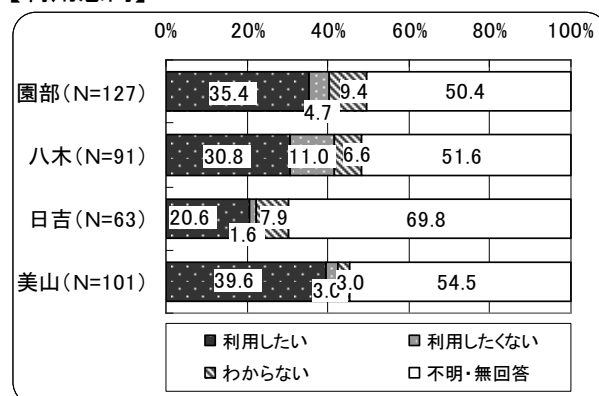
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	1,613	1,674	1,729
実績値	1,266	1,112	1,212
計画進捗状況	78.5%	66.4%	70.1%

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には、通所介護・介護予防通所介護事業所が 11 か所あります。

### ■通所介護・介護予防通所介護

所在地	事業所名
園部	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	デイサービスセンター長生園
	ケアリングみそのまち
八木	ほほえみ八木通所介護事業所
	NPO法人デイハウスほっこり
	デイサービスセンターあおぞら
	デイサービスふれあいハート
日吉	社会福祉法人日吉たには会はぎの里デイサービスセンター
美山	美山デイサービスセンター
	美山こぶしの里デイサービスセンター
	知井デイサービスセンター

## ○今後の方向とサービス見込み量

通所介護・介護予防通所介護は、認知症対応型のデイサービス事業所と併せて園部圏域（埴生地域）、八木圏域（神吉地域）、日吉圏域において既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図ります。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通所介護	回／年	39,258	41,233	43,207
	人／年	4,946	5,200	5,454
介護予防通所介護	人／年	1,284	1,344	1,404

## (7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

これまでの実績をみると、通所リハビリテーションはほぼ計画値どおりとなっており、介護予防通所リハビリテーションは計画値を下回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が日吉で3割を超えており、八木・美山についても2割近くみられます。利用意向は日吉で2割、八木で1割程度みられます。

### 通所リハビリテーション

単位：回／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	11,155	11,540	11,822
実績値	10,377	11,977	12,804
計画進捗状況	93.0%	103.8%	108.3%

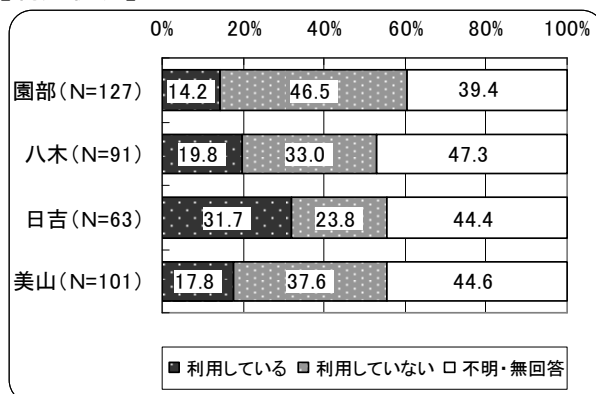
### 介護予防通所リハビリテーション

単位：人／年

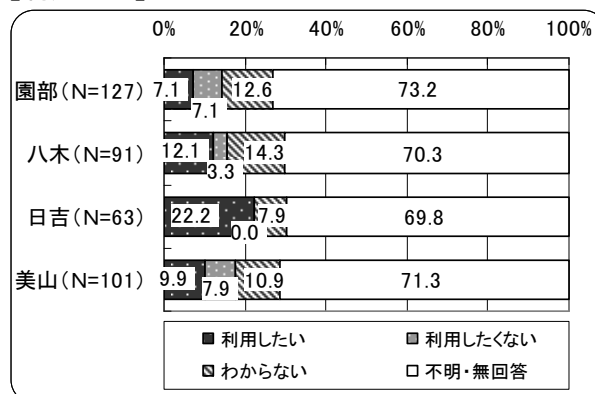
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	944	971	1,001
実績値	736	715	756
計画進捗状況	78.0%	73.6%	75.5%

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】





## ○供給体制

市内には、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所が3か所あります。

### ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

所在地	事業所名
八木	医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	介護療養型老人保健施設美山健康会

## ○今後の方向とサービス見込み量

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、現在、サービス提供体制が整っていない圏域（園部圏域）を中心に事業者の参入を促進します。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通所リハビリテーション	回／年	13,326	14,029	14,731
	人／年	1,814	1,912	2,010
介護予防通所リハビリテーション	人／年	731	766	801

## (8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護とは、在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が介護予防を目的とし施設等に一時的に入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、短期入所生活介護はほぼ計画値どおりとなっており、介護予防短期入所生活介護は平成 21 年度で上回っていますが、平成 22 年度ではほぼ計画値どおりとなっています。

アンケート調査結果からは利用状況が八木・美山で2割を超えており、利用意向についても同程度みられます。

### 短期入所生活介護

単位：日／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	20,350	20,790	23,120
実績値	18,285	19,675	20,880
計画進捗状況	89.9%	94.6%	90.3%

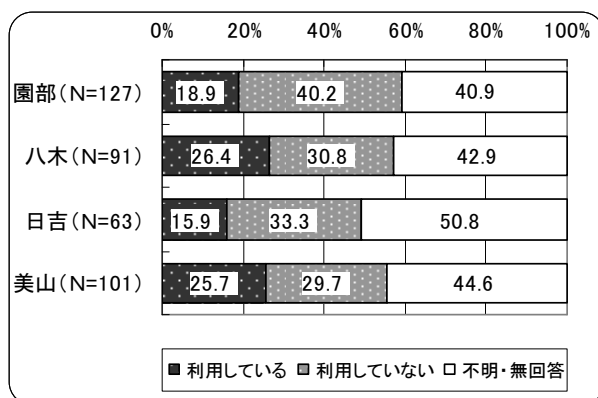
### 介護予防短期入所生活介護

単位：日／年

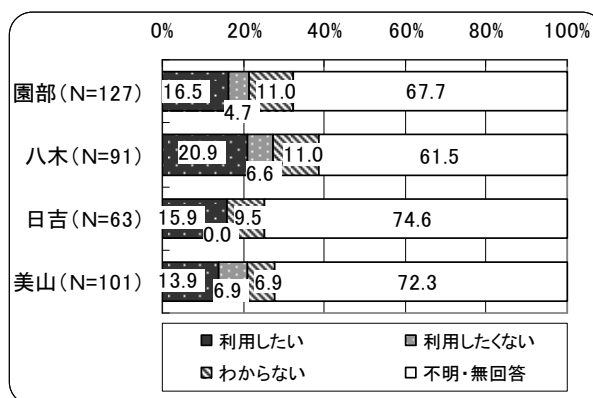
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	268	282	297
実績値	321	255	216
計画進捗状況	119.8%	90.4%	72.7%

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所が5か所あります。

### ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

所在地	事業所名
園部	社会福祉法人長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山短期入所
	ラポールもろはた
日吉	社会福祉法人日吉たには会特別養護老人ホームはぎの里
美山	美山やすらぎホーム

## ○今後の方向とサービス見込み量

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所生活介護	日／年	21,408	22,620	23,831
	人／年	2,187	2,311	2,434
介護予防短期入所生活介護	日／年	278	292	306
	人／年	63	66	69

## (9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護とは、在宅の要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所療養介護は、要支援認定者が施設に入所し、看護・医学的管理下で介護予防を目的とした介護・機能訓練を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、短期入所療養介護は計画値を上回っており、介護予防短期入所療養介護は計画値を大きく下回っています。

### 短期入所療養介護

単位：日／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	4,074	4,345	4,504
実績値	4,755	5,937	6,480
計画進捗状況	116.7%	136.6%	143.9%

### 介護予防短期入所療養介護

単位：日／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	451	481	504
実績値	112	123	132
計画進捗状況	24.8%	25.6%	26.2%

## ○供給体制

市内には、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所が4か所あります。

### ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所
八木	医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	介護療養型老人保健施設美山健康会

## ○今後の方向とサービス見込み量

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。

今期は、短期入所療養介護では要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用日数の増加を見込んでいますが、介護予防短期入所療養介護では、これまでの実績をふまえほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所療養介護	日／年	7,574	8,127	8,681
	人／年	770	821	871
介護予防短期入所療養介護	日／年	134	140	147
	人／年	32	33	35

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、特定施設入居者生活介護は計画値をやや下回っており、介護予防特定施設入居者生活介護は平成 21 年度で計画値を上回っているものの、平成 22 年度には大きく下回っています。

### 特定施設入居者生活介護

単位：人／年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	96	96	96
実績値	88	87	72
計画進捗状況	91.7%	90.6%	75.0%

### 介護予防特定施設入居者生活介護

単位：人／年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	24	24	24
実績値	29	5	0
計画進捗状況	120.8%	20.8%	-

## ○供給体制

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所が1か所あります。

### ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

所在地	事業所名
園部	社会福祉法人長生園養護特定施設入居者生活介護

## ○今後の方向とサービス見込み量

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、今後も必要な供給体制が確保できるよう既存事業者との連携を密にするとともに、利用者に対してより質の高いサービスが提供できるよう体制整備に努めます。

今期は、これまでの実績をふまえ一定の利用者数を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定施設入居者生活介護	人／年	62	62	62
介護予防特定施設入居者生活介護	人／年	12	12	12

## (11)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

これまでの実績をみると、福祉用具貸与は計画値を上回っており、介護予防福祉用具貸与についても計画値を大きく上回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が園部・八木・日吉で4割程度となっており、利用意向についても園部・八木で3割近くみられます。

### 福祉用具貸与

単位：人／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	3,158	3,221	3,239
実績値	3,736	4,313	4,728
計画進捗状況	118.3%	133.9%	146.0%

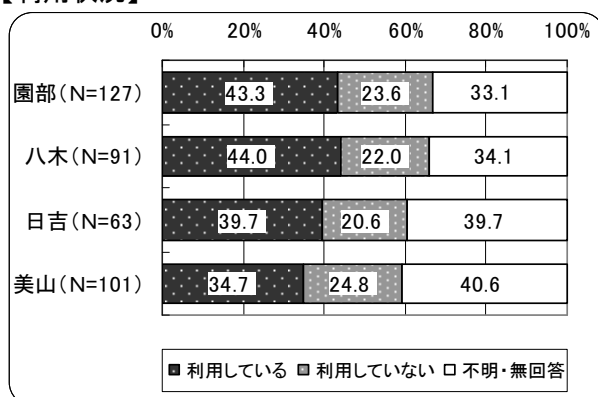
### 介護予防福祉用具貸与

単位：人／年

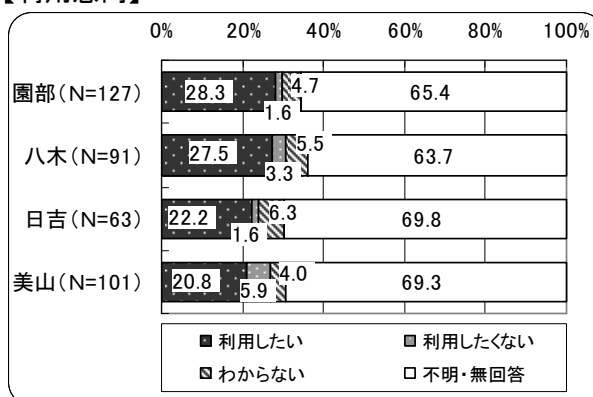
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	561	565	570
実績値	876	1,115	1,212
計画進捗状況	156.1%	197.3%	212.6%

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所が2か所あります。

### ■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

所在地	事業所名
園部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

## ○今後の方向とサービス見込み量

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、その効果や必要性を適切に判断した上での利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉用具貸与	人／年	4,807	5,091	5,374
介護予防福祉用具貸与	人／年	1,260	1,320	1,380



## (12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

これまでの実績をみると、特定福祉用具販売はほぼ計画値どおりとなっており、特定介護予防福祉用具販売は計画値を上回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が2割以上となっており、利用意向についても日吉で2割以上、その他の地域についても1割以上みられます。

### 特定福祉用具販売

単位：人／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	144	144	144
実績値	124	131	156
計画進捗状況	86.1%	91.0%	108.3%

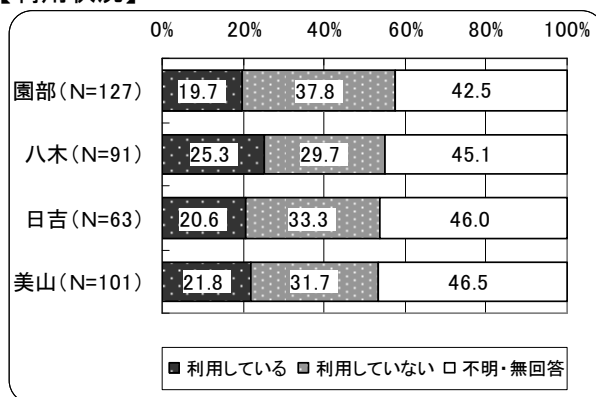
### 特定介護予防福祉用具販売

単位：人／年

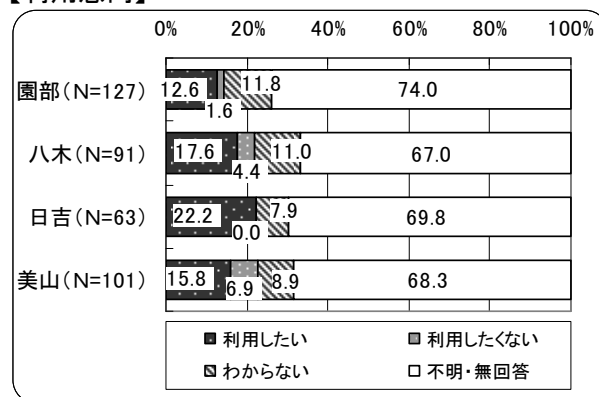
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	46	52	59
実績値	63	57	60
計画進捗状況	137.0%	109.6%	101.7%

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所が2か所あります。そして、市外の事業所を含めサービスが提供されています。

### ■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

所在地	事業所名
園部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

## ○今後の方向とサービス見込み量

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、その効果や必要性を適切に判断した上で、の利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえ算定しています。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定福祉用具販売	人／年	156	156	156
特定介護予防福祉用具販売	人／年	72	72	72

### (13)住宅改修

住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや、段差の解消等を行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。

これまでの実績をみると、住宅改修は平成21年度でほぼ計画値どおりとなっていますが、平成22年度では下回っています。住宅改修（介護予防）については計画値を大きく下回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が美山で4割近くとなっています。利用意向については園部・八木・日吉で2割以上みられます。

#### 住宅改修

単位：人／年

区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	96	96	96
実績値	92	75	108
計画進捗状況	95.8%	78.1%	112.5%

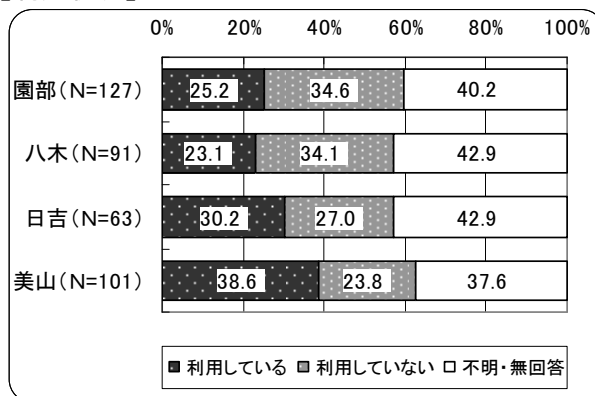
#### 住宅改修（介護予防）

単位：人／年

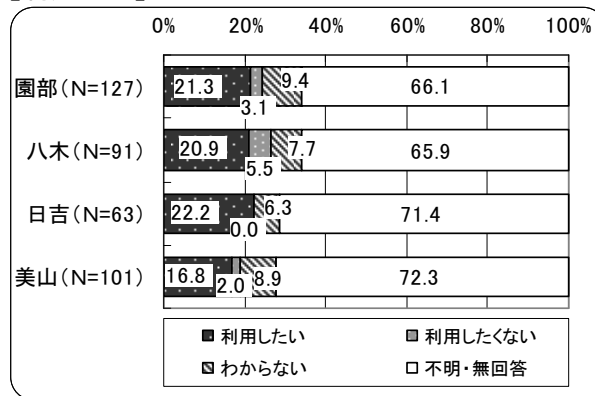
区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	91	102	115
実績値	49	48	60
計画進捗状況	53.8%	47.1%	52.2%

### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

#### 【利用状況】



#### 【利用意向】



## ○今後の方向とサービス見込み量

住宅改修は、利用者に制度の周知を図るとともに、事前申請時におけるケアマネジャー、改修業者に対する指導・支援により適正な改修を推進します。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえ算定しています。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修(介護)	人/年	132	132	132
住宅改修(予防)	人/年	60	60	60

## (14)居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護認定者と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援認定者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

これまでの実績をみると、居宅介護支援はほぼ計画値どおりとなっており、介護予防支援についてもほぼ計画値どおりとなっています。

### 居宅介護支援

単位：人/年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	8,098	8,143	8,171
実績値	8,069	8,876	9,468
計画進捗状況	99.6%	109.0%	115.9%

### 介護予防支援

単位：人/年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	3,345	3,365	3,413
実績値	3,359	3,236	3,420
計画進捗状況	100.4%	96.2%	100.2%

## ○供給体制

市内には居宅介護支援事業所が18か所、介護予防支援事業所が2か所あります。

### ■居宅介護支援

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所居宅介護支援事業所
	医療法人丹医会園部丹医会病院居宅介護支援事業所
	長生園居宅介護支援事業所
	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	ほほえみ園部居宅介護支援事業所
	社団法人京都府医師会居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所はぎの里オアシス
	ケアリング居宅介護時事業所
八木	医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里居宅介護支援事業所
	ラポール八木居宅介護支援センター
	ほほえみ八木居宅介護支援事業所
	居宅介護支援センターほっこり
日吉	はぎの里ケアプランセンター
	ほほえみ日吉居宅介護支援事業所
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所
	美山やすらぎホーム
	居宅介護支援事業所美山こぶしの里
	ほほえみ美山居宅介護支援事業所

### ■介護予防支援

所在地	事業所名
園部	南丹地域包括支援センター
日吉	南丹地域包括支援センター

## ○今後の方向とサービス見込み量

居宅介護支援・介護予防支援は、利用者の心身の状態や生活環境に応じた適切なケアプラン・予防プランが作成されるようケアマネジャーの資質向上に関する取り組みや、居宅介護支援事業所と南丹地域包括支援センターとの連携体制の構築に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援	人/年	9,516	9,828	10,140
介護予防支援	人/年	3,420	3,528	3,636

### 3 地域密着型サービスの推進

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

##### ○今後の方向とサービス見込み量

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、第5期計画においてはサービス量を見込んでいません。今後の利用者ニーズの把握に努めるとともに、事業実施時には特に夜間等における介護従事者の人的資源の有効活用を図る観点からも、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の既に24時間体制を取っている施設・事業所を拠点とした事業展開等について検討・協議をします。

##### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	0	0	0

#### (2) 夜間対応型訪問介護

在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護について、実績はありません。

##### 夜間対応型訪問介護

単位：回／年

区 分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	0	0	0
実績値	0	0	0
計画進捗状況	—	—	—

##### ○今後の方向とサービス見込み量

夜間対応型訪問介護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、第5期計画においてはサービス量を見込んでいません。厚生労働省では人口20万～30万人規模以上の都市でのサービス提供を想定していることから、広域的な対応が必要であると考えられるため近隣市町と連携しながら今後の事業実施に向け検討・協議をします。

##### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している要介護認定者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

これまでの実績をみると、認知症対応型通所介護は計画値を下回っており、介護予防認知症対応型通所介護については平成21年度で大きく上回っていたものの、平成22年度では下回っています。

アンケート調査結果からは利用状況が八木で1割以上となっており、利用意向については八木・美山で1割近くみられます。

認知症対応型通所介護

単位：回／年

区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	7,253	8,284	8,996
実績値	6,755	6,918	8,004
計画進捗状況	93.1%	83.5%	89.0%

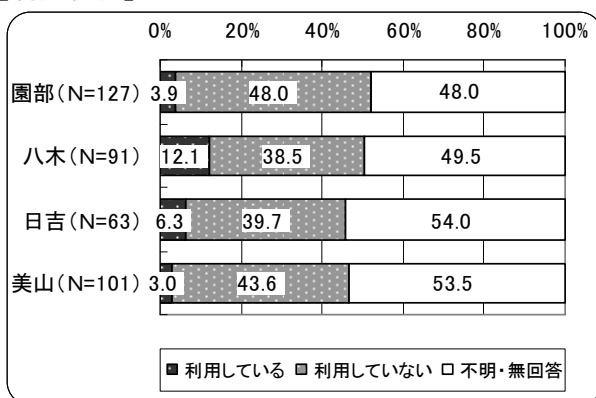
介護予防認知症対応型通所介護

単位：回／年

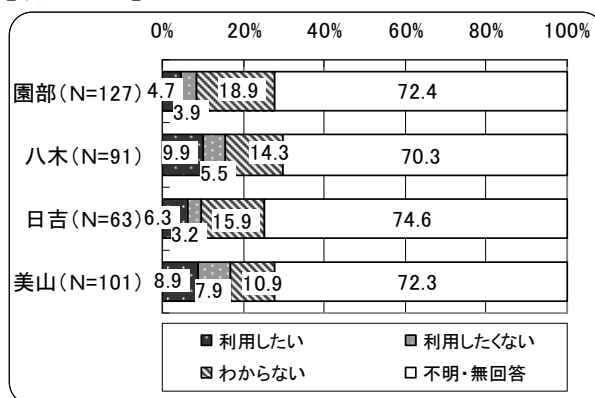
区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	20	24	31
実績値	95	15	24
計画進捗状況	475.0%	62.5%	77.4%

#### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

【利用状況】



【利用意向】



## ○供給体制

市内には認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所が4か所あります。

### ■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

所在地	事業所名
八木	やぎ詩の郷
	ラポールデイサービスセンターくま五郎の家
美山	美山こぶしの里デイサービスセンター
	美山デイサービスセンター

## ○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、一般型のデイサービス事業所と併せて園部圏域（埴生地域）、八木圏域（神吉地域）、日吉圏域において既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図ります。

今期は、認知症対応型通所介護では要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいますが、介護予防認知症対応型通所介護では、これまでの実績をふまえほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型通所介護	回／年	8,187	8,599	9,010
	人／年	946	992	1,038
介護予防認知症対応型通所介護	回／年	25	26	27
	人／年	13	13	14



#### (4)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

これまでの実績をみると、小規模多機能型居宅介護はほぼ計画値どおりとなっており、介護予防小規模多機能型居宅介護については平成 21 年度で下回っていたものの、平成 22 年度ではほぼ計画値どおりとなっています。

アンケート調査結果からは利用状況は 1 割に満たないものの、同程度の利用意向がみられます。

小規模多機能型居宅介護

単位：人／年

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	120	120	120
実績値	127	134	132
計画進捗状況	105.8%	111.7%	110.0%

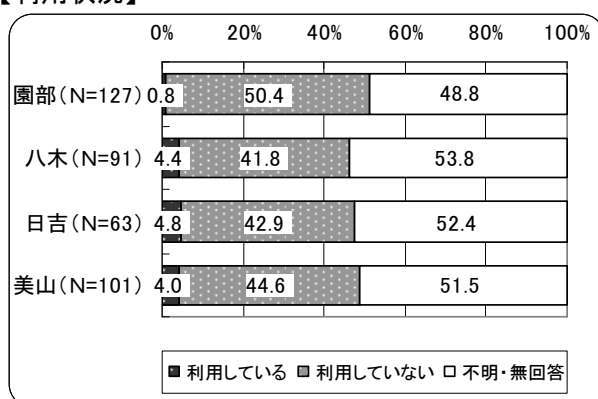
介護予防小規模多機能型居宅介護

単位：人／年

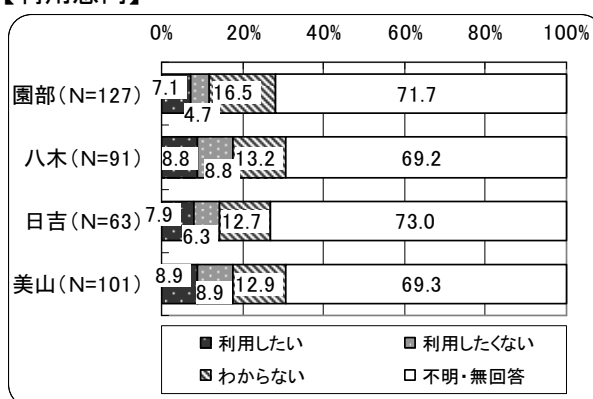
区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	81	81	81
実績値	67	76	84
計画進捗状況	82.7%	93.8%	103.7%

#### ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

【利用状況】



【利用意向】



### ○供給体制

市内には小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が3か所あります。

### ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

所在地	事業所名
園部	小規模多機能ホームだんない
	(仮)はぎの里オアシス(平成24年8月からサービス提供開始予定)
日吉	はぎの里ふれあいホーム

### ○今後の方向とサービス見込み量

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、より柔軟なサービス提供が可能となるよう第5期事業計画から新たに創設される小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせてサービス提供する「複合型事業所」への移行について、事業者と検討・協議をします。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	人／年	286	362	381
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	189	237	248

## (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、認知症対応型共同生活介護は計画値を下回っており、介護予防認知症対応型共同生活介護は計画では見込んでいなかったものの、平成22年度に利用がみられます。

アンケート調査結果からは利用状況は1割に満たないものの、同程度の利用意向がみられます。

### 認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	336	444	552
実績値	254	276	312
計画進捗状況	75.6%	62.2%	56.5%

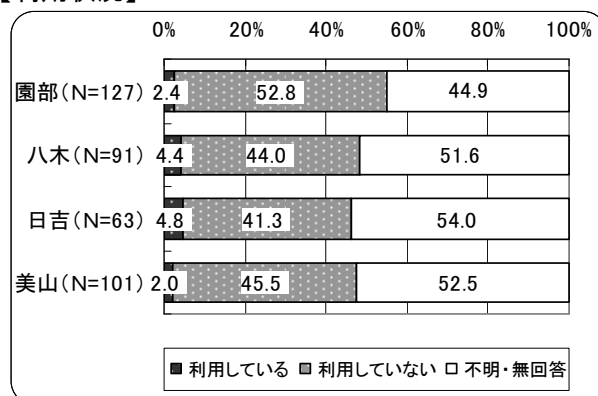
### 介護予防認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

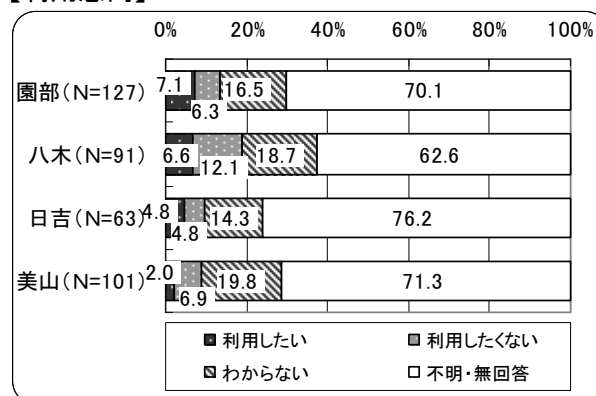
区分	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込み
第4期計画値	0	0	0
実績値	0	6	0
計画進捗状況	-	-	-

## ○アンケート調査結果（要支援・要介護者対象）

### 【利用状況】



### 【利用意向】



## ○供給体制

市内には認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が5か所あります。

### ■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

所在地	事業所名
園部	グループホーム幸せの里
	(仮)はぎの里オアシス(平成24年8月からサービス提供開始予定)
八木	グループホームちくりんえん
	グループホームかたらいの家
美山	グループホームみやま

## ○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、第5期計画期間内に園部圏域において1ユニット・定員9名(平成24年度整備予定)と、美山圏域において1ユニット・定員9名(平成25年度整備予定)の整備を行います。

今後もグループホームと地域住民との交流活動を支援し、地域住民の認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

今期のサービス見込み量は、上記整備に係る増加分を見越して計上しています。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護	人/年	420	524	632
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	0	0	0

## (6)地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護について、実績はありません。

### ○今後の方向とサービス見込み量

地域密着型特定施設入居者生活介護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、第 5 期事業計画においてはサービス量を見込んでいません。今後の利用者ニーズの把握に努めます。

#### 第 5 期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／年	0	0	0

## (7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が1か所あります。

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

所在地	事業所名
園部	(仮)はぎの里オアシス(平成24年8月からサービス提供開始予定)

### ○今後の方向とサービス見込み量

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、第4期計画の最終年度（平成23年度）に園部圏域において2ユニット・定員20名の整備を行いました。

第5期事業計画期間でも、園部圏域において2ユニット・定員20名の整備を行います。（平成25年度整備予定）

今期のサービス見込み量は、上記の施設整備を見越して計上しています。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	10	20	40

## (8)複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスのことです。

### ○今後の方向とサービス見込み量

複合型サービスは、現時点で事業者の参入見込みがないため、第5期事業計画においてはサービス量を見込んでいません。今後、事業者（既存の小規模多機能型居宅介護事業者）等と検討・協議をします。

### 第5期計画のサービス見込み量

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
複合型サービス	人/年	0	0	0

## 4 施設サービスの推進

### (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、ほぼ計画値どおりとなっています。

#### 介護老人福祉施設

単位：人／月

区分	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	280	280	280
実績値	269	269	271
計画進捗状況	96.1%	96.1%	96.8%

※ 各年度 2 月サービス提供実績値

#### ○供給体制

市内に特別養護老人ホームは、4 か所あります。

#### ■特別養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	特別養護老人ホーム長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山
日吉	特別養護老人ホームはぎの里
美山	特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム

#### ○今後の方向とサービス見込み量

介護老人福祉施設は、第5期事業計画期間内において本市内での新設計画や、既存施設での増床計画はありません。

今後も入所者に対するサービスの質的向上に向け、個室化の推進、ユニットケアの導入など事業者の取り組みを支援します。

今期のサービス見込み量は、横ばいで推移すると見込んでいます。

#### 第5期計画のサービス見込み量

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	人／月	280	280	280

## (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、計画値を上回っています。

### 介護老人保健施設

単位：人／月

区 分	平成 21 年度 実 績	平成 22 年度 実 績	平成 23 年度 見込み
第4期計画値	94	94	94
実績値	118	115	108
計画進捗状況	125.5%	122.3%	114.9%

※ 各年度 2 月サービス提供実績値

### ○供給体制

市内に介護老人保健施設は 3 か所あります。

### ■介護老人保健施設

所在地	事業所名
八木	医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	介護療養型老人保健施設美山健康会

### ○今後の方向とサービス見込み量

介護老人保健施設は、病院などと自宅との中間施設として個別のリハビリテーションなどにより在宅復帰への取り組みを進める必要があります。

今期は、特別養護老人ホームや小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備状況をふまえ見込み量を算定しています。

### 第 5 期計画のサービス見込み量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人保健施設	人／月	100	100	100



### (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、ほぼ計画値どおりとなっています。

#### 介護療養型医療施設

単位：人／月

区 分	平成 21 年度 実 績	平成 22 年度 実 績	平成 23 年度 見 込 み
第4期計画値	38	38	38
実績値	42	35	37
計画進捗状況	110.5%	92.1%	97.4%

※ 各年度 2 月サービス提供実績値

#### ○供給体制

市内に介護療養型医療施設は 1 か所あります。

#### ■介護療養型医療施設

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所

#### ○今後の方向とサービス見込み量

介護療養型医療施設は、平成 23 年度末までに老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることとなっていました。その転換期限が 6 年間延長されることとなりました。利用者に混乱を与えることなくスムーズな転換が行えるよう今後も事業者に対する情報提供や相談対応等に努めます。

今期は、特別養護老人ホームや小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備状況をふまえ見込み量を算定しています。

#### 第 5 期計画のサービス見込み量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護療養型医療施設	36	36	36

## 5 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて

### (1) 介護給付の適正化

#### ① 適正な認定調査と認定審査の実施

認定調査は、その調査結果が要支援・要介護認定の基本的な資料となることから公平公正に行われる必要があります。

したがって、認定調査員に対して、定められた調査方法や判定基準での認定調査・特記事項の記載を徹底するため、定期的に研修を実施し調査員としての資質向上に努めます。

また、府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、主治医意見書の記載が適切に行われるとともに記載内容の充実が図られるよう取り組みます。

そして、認定審査会資料である認定調査結果と主治医意見書は、市職員によりすべて事前に確認を行い、適正な認定審査が円滑に実施されるよう取り組みます。

#### ② 適正な介護認定審査会の運営

認定審査は、その審査判定結果が被保険者のサービス利用に直結し、保険給付の基準にもなるため適正に行われる必要があります。

本市の介護認定審査会は複数の合議体により構成されており、認定審査はそれぞれの合議体で実施されるため、定められた手法及び基準により審査判定がなされるよう、研修や委員相互の意見交換などの機会を設け、認定審査の平準化や適正な介護認定審査会の運営に努めます。

#### ③ 介護保険事業にかかわる評価の推進

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくためには、サービス利用状況の動向を見極め、現状を把握することが大切です。

そのため、定期的にサービスの利用状況、計画の達成状況、保険給付費の推移などを評価・分析し、介護保険計画策定委員会で報告、協議するとともに、今後の事業運営に活かせるよう取り組みます。

#### ④ 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

介護保険事業を安定的に運営していくためには、利用者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されているかを定期的に確認し、常に適正な給付が行われるようにする必要があります。

今後も、国民健康保険団体連合会から提供される情報から縦覧点検や医療情報との突合を実施し、介護給付適正化システムの活用やケアプランチェックなどにより審査・点検体制を強化します。

また、住宅改修費支給の事前申請の徹底を図り、福祉用具購入・貸与についても、利用者の身体状況や生活環境に応じた内容かを審査・点検し、適正な給付がされるよう努めます。

## (2)介護サービスの質・量の確保

### ①在宅サービスの重視と地域密着型サービスの推進

介護サービスの利用者やその介護者の多くは、可能なかぎり住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう望んでいます。また、今回のアンケート調査では要介護認定を受けていない人も、将来介護が必要な状態になった場合には、サービスを活用しながら自宅での生活を望むとする結果が多くみられました。一方では身体機能の状況や家庭環境により、施設サービスを希望される人も少なくなく、待機者が発生している実態もあります。

そのような状況の下、本市では介護を必要とする高齢者などが在宅での生活を続けられるよう、地域全体で支え合う体制づくりを推進するとともに、保健・福祉・医療の連携強化による支援の充実、在宅サービスの質の向上や利用の促進に取り組みます。

また、今後さらに高齢者人口が増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加にともない、地域に根付いた介護サービスの需要が高まることが見込まれるため、日常生活圏域における利用者ニーズを的確に捉え、新規参入事業者の誘導も含め地域密着型サービスの充実と推進に努めます。

### ②サービス提供体制の整備に係る考え方

#### 1) 居宅系サービス

通所介護・介護予防通所介護については、在宅介護の中心となるサービスで、アンケートにおける利用状況・利用意向の集計結果からもその重要性はうかがえます。第5期事業計画では、園部圏域（埴生地域）において1事業所（定員15名）、八木圏域（神吉地域）において1事業所（定員10名）を整備するとともに、日吉圏域において新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

#### 2) 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、現在、八木圏域に2事業所（定員24名）、美山圏域に2事業所（定員22名）が整備されています。認知症高齢者の増加にともない、今後、利用ニーズが高くなることが予想されるサービスであるため、第5期事業計画では、園部圏域（埴生地域）、八木圏域（神吉地域）及び日吉圏域において整備促進を図ります。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、現在、園部圏域に2事業所（定員27名）、八木圏域に2事業所（定員18名）、美山圏域に1事業所（定員9名）が整備されています。認知症高齢者の増加にともない、今後、利用ニーズが高くなることが予想されるサービスであるため、第5期事業計画では、園部圏域に1事業所（定員9名）、美山圏域に1事業所（定員9名）を整備するとともに、日吉圏域においては、新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

小規模多機能型居宅介護事業所は、現在、園部圏域に2事業所、日吉圏域に1事業所が整備されています。第5期事業計画では、八木圏域及び美山圏域において、新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

また、既存の小規模多機能型居宅介護事業所においては、より柔軟なサービス提供が可能となるよう第5期事業計画から新たに創設される小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせ提供する複合型事業所への移行について、事業者と協議を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、現在、園部圏域に1事業所（定員20名）が整備されています。第5期事業計画においても、園部圏域に1事業所（定員20名）を整備し、施設入所待機者の解消に向け取り組みます。

### 3) 施設系サービス

特別養護老人ホームの整備は広域（南丹圏域：亀岡市・南丹市・京丹波町）での床数設定、床数管理が行われます。

第5期事業計画では、広域型の特別養護老人ホームについては、本市内での新たな施設整備計画や既存施設での増床計画はありませんが、入所者へのサービスの質的向上を図るため、既存の施設における個室化の推進、ユニットケアの導入など事業者の取り組みを支援します。

### ③ケアマネジャーの育成、質的向上

高齢化の進展や介護保険制度の定着にともない、介護サービスの利用者は今後も増加すると見込まれています。そのため、ケアマネジャーの役割は今後ますます重要になり、利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるためには、ケアマネジャーに高い資質が求められます。

ケアマネジャーは介護保険制度の要であり、サービス利用者にとって最も身近な存在であることから、ケアマネジャーの資質の向上が介護サービス全体の質の向上につながります。これまでも、地域包括支援センターを中心に連絡協議会等で事例検討や専門的な研修を行っており、ケアマネジャー同士の連携、必要な知識の習得に取り組んでいます。

本市では、今後も各種研修会への参加を促すとともに積極的に情報提供を行い、ケアマネジャーからの相談にきめ細かに対応するなど、ケアマネジャーの質的向上と支援に努めます。

### ④サービス事業者への指導・助言

利用者に適切なサービスが提供されサービスの質の維持・向上を図るためには、事業者に対し指定基準・運営基準等の遵守を徹底するとともに、保険者の立場から指導・助言を行うことが重要です。

そのため、京都府や関係機関と連携しながら、事業者への立ち入り調査などを実施し、事業者による不正の防止と適正なサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、地域密着型サービスについては市町村が指定・指導監督権限を有しているため、利用者に対し、適切でより良いサービスが提供されるよう事業者との連携を深め、積極的に情報提供などの支援・助言を行い、事業者への立ち入り調査も実施しながら指導・監督に取り組みます。

### (3) サービス利用の促進

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして徐々に定着してきていますが、アンケート調査の結果からも、特に要介護認定を受けていない人については制度自体の認知度が低い状況にあり、市民が介護保険制度を理解し適切にサービスを利用できるよう、制度の周知を図る必要があります。

高齢者だけではなく幅広い年齢層に介護保険制度の周知を図り、保険料などの費用負担の仕組みについても市民の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、市の広報誌やホームページ・CATV等の活用、出前講座の実施など、さまざまな面から広報活動に取り組みます。

また、サービス事業所やケアマネジャーによる制度説明や相談対応を支援するため、情報提供等を積極的に行い、より一層の普及啓発に努めます。

### (4) 介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

利用者や家族が抱える介護サービスについてのさまざまな疑問や不安、要望等を聴き、サービス提供事業者や市へつなげる橋渡し役として、事業所に介護相談員を派遣します。

そして、介護相談員やサービス提供事業者との連携により、利用者等から寄せられるサービス提供における課題の早期把握とその改善に努め、利用者ニーズに応じた適切なサービスの提供と質の向上に努めます。

### (5) 介護サービス従事者の人材確保対策

高齢者人口の増加にともない、今後ますます拡大していく介護・福祉ニーズに対応していくためには、サービス提供の基盤である人材を安定的に確保することが最も重要な条件となります。

しかし、介護・福祉サービス分野を取り巻く労働環境は給与水準をはじめ、仕事の社会的評価や認知が不十分であるなど決して恵まれたものではないため、求職者は伸び悩み、離職者は増加の傾向となり、全国的にも介護サービス従事者の人材確保は大変厳しい状況になっています。

本市では、市内の介護事業所の人材不足の解消と在宅介護の充実を図ることを目的に、平成23年度から「訪問介護員養成研修受講者支援事業」を創設し、研修修了者が市内事業所に勤務することを条件として、研修の受講費用の一部を助成しています。今後も、この制度を継続することで管内事業所への就職を支援するとともに、介護従事者資格の取得課程を有する教育機関に働きかけ、介護分野への就職をめざす実習生の受け入れなどを通して新たな人材の獲得に努めます。

また、介護福祉士等の資格を有しながらも現在就労していない人材の把握、就職を促すための就職説明会や介護現場での雇用に向けた再研修の実施など、京都府や福祉人材・研修センター、管内福祉施設と連携し人材確保の取り組みを支援します。

## 6 地域支援事業の推進

### (1) 地域支援事業の事業費規模

地域支援事業の各年度の事業費規模は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付見込み額に、下表に掲げる率を乗じた額の範囲内となります。

#### 【地域支援事業の事業規模】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業＋任意事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

### (2) 地域支援事業の概要

地域支援事業対象者に対して、介護予防事業など以下のサービスを提供していきます。

区 分	事 業
<b>介護予防事業</b>	
二次予防事業	○二次予防事業対象者把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業
一次予防事業	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
<b>包括的支援事業</b>	
介護予防マネジメント	○介護予防ケアマネジメント事業
総合相談・支援	○総合相談支援事業
虐待防止・権利擁護	○権利擁護事業
包括的・継続的マネジメント	○包括的・継続的マネジメント事業
<b>市町村の判断により実施する事業</b>	
要支援認定者に対して介護予防サービスを実施する事業	今後の事業展開を確認しながら、計画期間内に検討していきます。
要支援認定者・二次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業	
要支援認定者に対するケアマネジメントの事業	
<b>任意事業</b>	
介護給付等費用適正化	○介護費用適正化事業
家族介護支援	○介護用品支給事業 ○家族介護者交流事業 ○家族介護者教室
その他	○食の自立支援サービス事業 ○住宅改修支援事業 ○介護相談員派遣事業

※介護予防・日常生活支援総合事業は、**！**内のすべてを総合的に実施する事業

### (3) 地域支援事業の内容

#### ① 介護予防事業

##### 1) 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者の把握を目的に、65歳以上の人を対象に「介護予防のための基本チェックリスト」を市民健診申し込み時に実施します。

##### 2) 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的とした事業（運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善など）を実施します。

##### 3) 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者の中で心身の状況により通所型介護予防事業に参加が困難な人に対して、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を実施します。

##### 4) 介護予防普及啓発事業

健康相談の実施や介護予防パンフレットの配布などを通じて、介護予防の普及啓発を行います。

高齢者が元気で自立した生活を続けていくため、65歳以上の高齢者に対して気軽に運動できる場の提供や保健師・栄養士等による生活改善のアドバイスを実施します。

#### ■実績

単位：回、人

項目	平成 21 年度			平成 22 年度		
	実施回数	参加人数	延参加人数	実施回数	参加人数	延参加人数
健康プール教室	22 (2クール)	41	310	22 (2クール)	52	408
結果報告会	68	65歳以上がん検診 75歳以上すこやか健診	246 426	66	65歳以上がん検診 75歳以上すこやか健診	265 425

#### 【今後の方向】

高齢者の生きがいに結びつけるため、高齢者の実態把握に努めるとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進します。

## 5) 地域介護予防活動支援事業

生きがい活動支援通所事業などを通じて、自主グループの立ち上げと活動の支援を行い、地域における自発的な活動の育成・支援を実施します。

### ○生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の在宅の高齢者を対象に、閉じこもり予防・心身機能の維持向上を図るため、趣味や創作活動、レクリエーション等の生きがい活動を実施します。

#### ■実績

単位:か所、回、人

項目	平成21年度			平成22年度		
	実施か所数	回数	延参加人数	実施か所数	回数	延参加人数
生きがい活動支援通所事業	19	425	2,959	19	425	2,622

#### 【今後の方向】

高齢者の生きがいづくりに結びつけるため、高齢者の実態把握に努めるとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進します。

### ○生活管理指導事業

社会適応が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等を養護老人ホームにおいて一時的に宿泊させることにより、生活習慣の指導や体調の調整を図り、要介護状態への進行を防止します。

#### ■実績

単位:人、日

項目	平成21年度		平成22年度	
	実利用人数	利用日数	実利用人数	利用日数
生活管理指導事業	0	0	0	0

#### 【今後の方向】

受託施設と連絡を密にとりながら、在宅生活の継続に必要な支援を行います。



## ② 包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域包括ケア体制の構築等の業務などを実施します。

## ③ 市町村の判断により実施する事業

現在、地域支援事業の任意事業で見守りを含めた食の自立支援サービス事業や介護保険外での外出支援サービス事業、軽度生活援助事業等を実施しており、今後も関係機関と連携しながらサービスの向上に努めます。

したがって、市町村の判断により実施する事業については、今後の事業展開を確認しながら計画期間内に検討していきます。

## ④ 任意事業

### 1) 介護用品支給事業

在宅で要介護4及び5に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成します。

#### ■実績

単位:人

項目	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数
介護用品支給事業	19	15

### 【今後の方向】

介護の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び向上のため、引き続き支援します。

### 2) 家族介護者交流事業

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護している介護者を対象に、介護者の心身の元気回復を図るために講演会を開催するなど、介護者同士の交流を深めています。

#### ■実績

単位:回、人

項目	平成21年度		平成22年度	
	実施回数	延べ参加人数	実施回数	延べ参加人数
家族介護者交流事業	7	118	7	204

### 【今後の方向】

介護者の心身の元気回復のため、交流会を実施するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

### 3) 家族介護者教室

在宅で高齢者等を介護している人、介護に関心がある人等を対象に、介護に関する相談や介護の経験がある人を講師に招き講演会等を実施しています。

#### ■実績

単位:か所、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	実施か所	参加人数	実施か所	参加人数
家族介護者教室	16	295	2	165

#### 【今後の方向】

地域における在宅介護者の介護にまつわるさまざまな不安の解消を図り、在宅における適切な介護の提供を支援します。

### 4) 食の自立支援サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

#### ■実績

単位:食、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	延提供食数	利用者数	延提供食数	利用者数
食の自立支援サービス事業	35,427	161	38,198	159

#### 【今後の方向】

事業実施地域（旧町）間で提供方法等の違いがあるため、今後、全市で統一した提供方法に改善できるよう、関係機関と調整を行いサービスの向上に努めます。

## 5) 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

### ■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
住宅改修支援事業	4	1

### 【今後の方向】

介護支援専門員等への支援を行い、要介護者の在宅での自立した生活と質の向上に努めます。

## 6) 介護相談員派遣事業

介護相談員養成研修を受講した相談員をサービス事業所に派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者との意見交換を行うなどの活動を通じて、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行います。

### ■実績

単位:人、回

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	相談員数	派遣回数	相談員数	派遣回数
介護相談員派遣事業	4	96	5	93

### 【今後の方向】

高齢者を取り巻く状況が複雑多岐にわたる中、市内介護保険施設等へ相談員を派遣することにより介護サービスの質的向上を図ります。

# 第7章 介護保険事業費の見込み

## 1 介護保険事業に関する費用の推計

### (1) 予防給付費の推計

要支援1、2の人に対する予防給付として、「介護予防サービス」「地域密着型介護予防サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

#### ■ 予防給付費推計

単位：千円

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	32,482	34,027	35,572
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,205	4,406	4,606
介護予防訪問リハビリテーション	2,596	2,723	2,851
介護予防居宅療養管理指導	400	419	438
介護予防通所介護	40,107	42,025	43,943
介護予防通所リハビリテーション	28,520	29,903	31,286
介護予防短期入所生活介護	1,907	2,002	2,098
介護予防短期入所療養介護	1,185	1,244	1,303
介護予防特定施設入居者生活介護	37	37	37
介護予防福祉用具貸与	6,242	6,542	6,841
特定介護予防福祉用具販売	1,085	1,085	1,085
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	197	205	214
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,090	12,680	13,252
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	4,659	4,659	4,659
介護予防支援	13,440	13,864	14,288
<b>合計【予防給付費】</b>	<b>147,152</b>	<b>155,821</b>	<b>162,473</b>

## (2) 介護給付費の推計

要介護1～5の人に対する介護給付として「居宅介護サービス」「地域密着型サービス」「介護保険施設サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

### ■介護給付費推計

単位：千円

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>居宅介護サービス</b>			
訪問介護	230,752	244,226	257,701
訪問入浴介護	14,270	15,679	17,089
訪問看護	31,580	33,868	36,156
訪問リハビリテーション	10,050	10,694	11,338
居宅療養管理指導	5,109	5,470	5,831
通所介護	329,935	346,878	363,820
通所リハビリテーション	121,579	128,193	134,807
短期入所生活介護	183,982	194,711	205,441
短期入所療養介護	68,561	73,281	78,001
特定施設入居者生活介護	10,548	10,548	10,548
福祉用具貸与	62,866	67,124	71,383
特定福祉用具販売	6,079	6,079	6,079
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	80,709	84,832	88,954
小規模多機能型居宅介護	49,701	63,123	66,605
認知症対応型共同生活介護	99,816	124,503	150,164
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	26,024	52,279	104,557
複合型サービス	0	0	0
住宅改修	10,930	10,930	10,930
居宅介護支援	114,873	118,657	122,441
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	821,653	821,653	821,653
介護老人保健施設	300,790	300,790	300,790
介護療養型医療施設	138,942	138,942	138,942
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0
<b>合計【介護給付費】</b>	<b>2,718,749</b>	<b>2,852,460</b>	<b>3,003,230</b>

### (3) 標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

#### ■標準給付費推計

単位：円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
介護給付費	2,718,747,385	2,852,459,725	3,003,230,199	8,574,437,309
予防給付費	147,152,412	155,821,292	162,472,243	465,445,947
特定入所者 介護サービス費等	163,477,456	173,538,172	184,218,044	521,233,672
高額介護サービス費等	47,000,000	48,000,000	49,000,000	144,000,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	9,500,000	9,500,000	9,500,000	28,500,000
審査支払手数料	3,552,276	3,807,904	4,081,927	11,442,107
合計 【標準給付費】	3,089,429,529	3,243,127,093	3,412,502,413	9,745,059,035

### (4) 介護保険料算定にかかる事業費

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険料算定にかかる事業費を試算すると、次のようになります。

#### ■介護保険料算定にかかる事業費

単位：円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
標準給付費	3,089,429,529	3,243,127,093	3,412,502,413	9,745,059,035
地域支援事業費	92,576,317	97,179,575	102,252,614	292,008,506
(上限)3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
合計	3,182,005,846	3,340,306,668	3,514,755,027	10,037,067,541

※地域支援事業費は、保険給付費見込額(標準給付費より審査支払手数料を除いた額)の3.0%を上限とする

## 2 第1号被保険者の保険料の段階設定について

本市の第4期事業計画期間においては、第1号被保険者の保険料率等を次のように設定しています。第5期計画においても9段階の設定としていますが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から第3段階の細分化の方向が示されたことをふまえ、本市においても細分化しています。

### ■第5期事業計画期間（平成24年度～平成26年度）における保険料段階設定

第4期		第5期		対象者
段階設定	保険料率	段階設定	保険料率	
第1段階	基準額 ×0.30	第1段階	基準額 ×0.45	生活保護受給者または、 世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	基準額 ×0.50	第2段階	基準額 ×0.50	世帯全員が市民税非課税で本人の合計 所得金額と課税年金収入金額の合計が 80万円以下
第3段階	基準額 ×0.75	第3段階		世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得 金額と課税年金収入金額の合計が80万円超
		軽減あり	基準額 ×0.70	公的年金等収入+合計所得金額が120万 円以下
		軽減なし	基準額 ×0.75	公的年金等収入+合計所得金額が120万 円超
第4段階		第4段階		本人が市民税非課税で世帯員に課税者 がいる人
軽減あり	基準額 ×0.875	軽減あり	基準額 ×0.875	公的年金等収入+合計所得金額が80万 円以下
軽減なし	基準額	軽減なし	基準額	公的年金等収入+合計所得金額が80万 円超
第5段階	基準額 ×1.125	第5段階	基準額 ×1.125	本人が市民税課税で合計所得金額が 125万円以下
第6段階	基準額 ×1.25	第6段階	基準額 ×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額が 125万円超190万円未満
第7段階	基準額 ×1.50	第7段階	基準額 ×1.50	本人が市民税課税で合計所得金額が 190万円以上350万円未満
第8段階	基準額 ×1.625	第8段階	基準額 ×1.625	本人が市民税課税で合計所得金額が 350万円以上500万円未満
第9段階	基準額 ×1.75	第9段階	基準額 ×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額が 500万円以上

### 3 第1号被保険者の保険料について

#### (1) 第1号被保険者が負担すべき費用(保険料収納必要額の見込み)

「保険料収納必要額」とは、第5期介護保険事業運営期間(平成24年度～平成26年度)において、第1号被保険者の保険料として確保することが必要な額です。

算出方法は、各年度における介護保険事業に要する費用の見込み額(「標準給付費」+「地域支援事業」)の21.0%が、「第1号被保険者負担相当額」となり、それに調整交付金の全国平均(5.0%)との格差分を加え、財政安定化基金拠出金見込み額、財政安定化基金償還金を加算し、準備基金取り崩し見込み額、財政安定化基金取り崩しによる交付額を差し引いたものが「保険料収納必要額」となります。

#### ■ 保険料収納必要額

単位：円

区分	備考	3年間合計額
標準給付費見込み額(I)		9,745,059,035
地域支援事業費(II)		292,008,506
第1号被保険者負担相当額(A)	(I + II) × 21.0%	2,107,784,183
調整交付金相当額(B)	(I) × 5.0%	487,252,952
調整交付金割合		8.07%
調整交付金見込み額(C)	(I) × 調整交付金割合	786,426,000
財政安定化基金拠出金見込み額(D)		0
財政安定化基金償還金見込み額(E)		18,000,000
準備基金取り崩し見込み額(F)		0
財政安定化基金取り崩しによる交付額(G)		19,000,000
保険料収納必要額	A + B - C + D + E - F - G	1,807,611,135

#### ◆ 第1号被保険者の保険料額の算出

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{第1号被保険者の}} \\
 & \boxed{\text{保険料額(月額)}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 & \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \div 12
 \end{aligned}$$



# 第8章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

## 1 健康づくりの推進

### (1)健康づくり・生活習慣病予防の推進

壮・中年期での死亡を減少させ、高齢期に元気で生き生きとした生活を送るためには、若年期や壮・中年期からの健康づくりや生活習慣病予防が大切となります。

食生活の改善、運動の習慣化、こころの健康づくり等は介護予防の基礎となります。こうした視点を重視し、健康づくりや生活習慣病予防を推進します。

市民の健康増進を図るため、健康づくり推進協議会の方針等に基づきながら、健康教育、健康相談、訪問指導などの保健事業を引き続き実施します。

#### 【今後も実施する保健事業の内容と実績】

項目	内容及び実績			
	受診者数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康診査・がん検診 (平成 23 年度の基本健康診査は南丹市国保対象の特定健康診査)	生活習慣病及びがん疾患の早期発見、早期治療・予防を目的として健康診査(特定健康診査)や各種がん検診等を実施しています。			
	40～64 歳	1,002 人	1,010 人	839 人
	65～74 歳	1,476 人	1,421 人	1,198 人
	75 歳以上 (健やか健診)	959 人	1,029 人	702 人
	胃がん検診	2,086 人	2,092 人	1,983 人
	肺がん検診	3,447 人	3,525 人	3,488 人
	大腸がん検診	3,037 人	3,086 人	3,113 人
	前立腺がん検診	1,053 人	1,129 人	1,110 人
	乳がん検診	1,777 人	1,581 人	1,748 人
	子宮がん検診	1,736 人	1,721 人	1,809 人

※平成 23 年度は 6 月末の実績

項目	内容及び実績				
健康教育	メタボリックシンドロームに着目するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民を対象に生活習慣病の予防、各種疾患や健康づくりに関する正しい知識等を広げるために、健康教育を行います。				
	項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み
	個別	被指導人数	0 人	0 人	0 人
	集団	実施回数	92 回	92 回	92 回
		実施延人数	640 人	823 人	830 人
健康相談	家庭における健康管理に役立たせるために、心身の健康についての個別の相談に応じて必要な指導や助言を行います。				
	項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み
	総合	実施回数	94 回	78 回	78 回
		実施延人数	556 人	825 人	830 人
	重点	実施回数	6 回	12 回	12 回
		実施延人数	37 人	127 人	130 人
訪問指導	健康管理上、必要があると認められた人に対し、保健師等がその家庭を訪問し、生活習慣に関する相談や助言を行います。				

※健康教育、健康相談の対象者の実績は 40～64 歳までの実績

## (2)うつ対策の推進

こころの健康を維持するためには基本チェックリストの実施の際に「うつ関係項目」に該当した人の状況を把握し、適切な相談につなげることが必要となっています。

本市では、「うつ関係項目」に該当した人を把握し、地域包括支援センターと連携してその後の活動につなげられるよう、取り組んでいます。うつ対策や閉じこもり対策としては、訪問活動をはじめ、精神障がい者の家族会支援や当事者のグループワークを実施しています。グループワークは、地区ごとにおおむね月 1 回実施しています。今後、家族会への支援を継続しながら、精神疾患への対策を講じるとともに、グループワークの開催回数の増加や地区間での共同実施を視野に入れ、交流機会の拡充に努めます。

また、高齢期のうつ対策は本人だけでなく、周りの人が早期に気づくことが重要であることから、予防についての知識の普及も重要となっています。

本市では健康相談や地域のサロン活動の際にうつ対策に関する普及啓発を行っています。今後もこうした機会などを通じて、普及啓発を行っていくとともに、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

## 2 介護予防の推進

### (1) 介護予防事業の推進

高齢者の介護が必要となった原因の多くは、筋力の低下や低栄養状態など、生活機能（日常生活で必要となる機能）の低下によるものといわれています。この生活機能低下がみられる人のことを「二次予防事業の対象者」と呼んでいます。高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できるかぎり健康を保持し、また、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするために地域包括支援センターを中心に、介護予防事業を推進する必要があります。そのため、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる二次予防事業の対象者の実態把握や生活機能等の向上に向けた支援を行います。

本市では、現在、健康診査等に合わせて介護予防事業のための基本チェックリストを行い、二次予防事業の対象者を把握しています。平成 22 年度においては、2,299 人中 259 人が二次予防事業の対象者として把握されています。

二次予防事業対象者の把握は徐々に進んでいますが、このうち 8.5%程度の人しか介護予防事業に参加しておらず、具体的なサービスにつながっていないといった状況にあります。そのため、今後、二次予防事業の対象者のサービス量の確保について検討し、二次予防事業の対象者の事業への参加促進に努めます。

また、地域の社会資源の活用や一般高齢者施策と連携しながら、介護予防事業を受けることにより二次予防事業の対象ではなくなった人に対する支援など、効果的・継続的な取り組みも推進します。

さらに、事業の実施後は、定期的に介護予防効果を検証し、事業の効果的な実施に努めます。

### (2) 予防給付の円滑な実施

予防給付を実効性のあるものとするため、対象者の選定にあたっては介護認定審査会において、生活機能低下の状況や原因をふまえ、状態の維持・改善の可能性の観点から審査を適切に行うとともに、実施にあたっては利用者本人の主体的な取り組みを促す観点から、利用者やその家族に対しサービス内容や目的について事前に十分な説明を行い、本人の選択と同意に基づくサービス提供を心がけます。

また、予防給付の実施にあたっては、地域支援事業との間でマネジメントの継続性・整合性を保ちながら進めます。

### 3 高齢者の社会参加などによる生きがいの推進

#### (1) 高齢者が活躍できる環境づくり

##### ① 高齢者の自主的活動の支援

高齢者の生きがい活動は、高齢者が豊かな知識と経験を活かし、自らが企画し実行することにより、意欲的な取り組みが継続していくこととなります。

このため、今後も高齢者が自主的に取り組む文化・スポーツ活動、文化伝承活動、ボランティア活動等が地域の中で活発に取り組まれるように支援します。

##### ② 高齢者の学習機会の提供

高齢期を迎えても、社会の変化に適切に対応していくには、生涯にわたって学習が必要です。心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活が送れるよう学習機会の提供と地域活動に参加できる仕組みづくりを推進していきます。

##### ③ 高齢者の豊富な知識と経験を生かした社会活動の推進

高齢化が進む中で、豊富な知識と経験を活かし地域の交流を図り、生きがいをもって生活ができるような地域づくりや支援が求められています。

こうした中で、関係機関との連携を図りながら、ボランティアの育成・活性化を図り、社会活動への参加促進に努めます。

#### (2) 各種団体との有機的連携

##### ① 社会福祉協議会

南丹市社会福祉協議会は、地域活動への支援などの地域福祉の推進に取り組むほか、市の委託を受けさまざまな福祉サービスを行っています。

一方、社会福祉協議会より委嘱を受けたふれあい委員が地域福祉活動を支えています。ふれあい委員は見守り活動や相談活動、地域の事業への協力や支援などを行い、ネットワーク構築を図るなど大切な役割を担っています。

これからも高齢者をはじめ本市に住む住民が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動や福祉活動等の充実を図るとともに、住民同士がともに支え合う環境づくりやボランティアの発掘、育成、活性化に努めます。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

## ②老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤に結成された自主的な組織であり、仲間づくりを通して、自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、社会福祉活動、寝たきり老人等への家庭訪問等のボランティア活動など、さまざまな活動を展開しています。

社会の高齢化が進むとともに、こうした老人クラブが行う各種活動は、今後一層重要性を増すことから、その活動に対して必要な支援を行い、高齢者の生きがいを促進します。

## ③福祉シルバー人材センター

福祉シルバー人材センターは、事業所や一般家庭等から高齢者に適した日常生活に密着した仕事を受け会員に提供しています。高齢者は、自己の労働条件や労働能力を活用するとともに、追加的な収入を得ることができることからその自立と福祉の推進が図られます。

今後も南丹市福祉シルバー人材センターの活動を支援するとともに、会員組織活動の強化、事務局機能の強化、生活支援サービスの拡大やそれに向けての技能講習の充実等、自主的な活動を支援し、高齢者の活躍できる場の確保につなげます。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

## ④民生児童委員協議会

民生児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手としてさまざまな相談に対応しており、市民と市をつなぐパイプ役としてきめ細やかな活動を展開しています。

民生児童委員の活動分野は、地域福祉の幅広い分野にわたっていますが、家族形態の多様化によるひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加にともない、常に見守りの必要な高齢者世帯が増えていることから、地域でのネットワークづくりの中核としての活躍が期待されています。

今後も南丹市民生児童委員協議会と連携して、活動に対する支援を行っていくとともに、地域における見守りネットワークの構築支援を図ります。

## ⑤ボランティア団体

ボランティア団体は、市民の自発性に基づくものであり、その継続的な活動はこれからの社会を支える重要な活動となります。ボランティア活動の活性化を図っていくためには、ボランティアグループと利用者との調整や情報の発信、相互扶助等の精神の啓発活動が重要となります。このため、社会福祉協議会が行っているボランティア事業への支援やボランティアの育成と人材の発掘等の支援を行っていきます。

また、高齢者がボランティア活動に積極的に参加できるよう、情報提供を行うとともに、活動にあたっては、市との協働や団体相互のネットワークを構築するための総合的な調整を図ります。

## ⑥社会福祉法人等民間サービス提供事業者

社会福祉施設等の運営や、介護保険サービス事業を行う民間サービス提供事業者は、福祉の専門的分野で相談対応ができ、問題解決に結びつけることができる各種の社会資源があります。高齢者の福祉ニーズに適切に対応するためにも、引き続き民間サービス提供事業者の組織や人材の協力が必要不可欠です。

利用者によりよいサービスを提供し、地域福祉の総合的な充実を図るため、民間サービス提供事業者と連携する中で円滑な事業展開を図ります。

## ⑦介護保険施設連絡会（仮称）

市内介護保険施設の健全な発展と法人相互の連携ならびに親睦を図ることや、職員の共同研修、共同広報活動の実施等を目的とした介護保険施設連絡会（仮称）の設置、体制づくりについて支援します。

# 第9章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

## 1 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり

### (1) 地域包括支援センター事業の適切かつ円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、市内2か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは総合相談事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを行いますが、本市ではその事業を南丹市社会福祉協議会に委託しています。

地域包括支援センターは市が運営主体であることから、今後もその運営についてはさらに緊密な連携・連絡を図るため、関係機関・団体と定期的な会議を行い支援を必要とする人の情報収集等に努めます。

また、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を適正に配置し各専門分野における連携・協働により高齢者が安心して暮らせるよう機能強化に努め、将来的には日常生活圏域ごとの4か所に設置ができるよう努めます。

現在、北部では安心生活創造事業と連携し、ひとり暮らし高齢者の訪問等を行っており相談件数も増加してきています。今後も訪問等を継続し、相談機能の向上に努めます。

また、運営の公平性・中立性の確保のために設置している「地域包括支援センター運営協議会（南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会）」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議し、地域包括支援センター事業の円滑な実施を図ります。

さらに、地域包括支援センターの活動内容を広く市民に周知するため、広報誌やCATV等を活用して啓発に努めます。

### (2) 相談支援体制の充実

年々相談内容が多様化・複雑化・専門化してきている中で、地域包括支援センターと市や医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所、民生児童委員協議会、ボランティア団体、老人クラブ、自治会、NPO等の関係機関等と緊密に連携しながら、相談支援体制の強化に努めます。

また、地域包括支援センターの設置のない地域には、ボランティア活動の情報収集や介護保険以外の福祉サービスの利用について相談し、コーディネートを行う「暮らしのサポートコーディネーター」を配置することにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援体制の強化に努めます。

### (3) 地域ケア会議等による関係機関等の連携の推進

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する地域ケア会議の充実を図ります。

また、地域ケア会議において、情報の共有化やさまざまな立場での視点から意見交換をし、資質の向上を図る場として関係機関や関係者とともに更なる連携・協働ができる体制づくりに努めます。



## 2 福祉サービスの充実

### (1) 在宅福祉サービスの充実

#### ① 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や心身に障がいがある人に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して医療機関や福祉サービスの提供場所への送迎を行います。

#### ■実績

単位：件、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
外出支援サービス事業	12,291	343	13,323	357

#### ○今後の方向

高齢者等が在宅での生活を継続し、自立と社会参加に適切に対応するため、リフト付車両の充実を図るなど、高齢者等の移動手段の確保を引き続き行います。

今後は、利用者のニーズにあったサービスが提供できるよう関係機関と調整を行いサービスの向上に努めます。

#### ② 軽度生活援助サービス事業

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活の援助を行います。

#### ■実績

単位：件、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
軽度生活援助サービス事業	1,746	64	1,427	32

#### ○今後の方向

介護保険を利用せず、在宅での自立した生活を継続できるよう、要援助者の把握と生活支援を行います。

### ③訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者など、理容院又は美容院に出向くことが困難な人に対し、居宅で理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

#### ■実績

単位：回、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	実利用回数	実利用人数	実利用回数	実利用人数
訪問理美容サービス事業	47	20	61	19

#### ○今後の方向

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュのために必要なサービスと捉え、市内理美容師の協力のもと支援します。

### ④緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置を設置し、近隣住民（3か所）への連絡体制を確保し、急病時や災害時等の迅速な対応を可能とします。

#### ■実績

単位：台、件

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	新規設置工事数	設置件数	新規設置工事数	設置件数
緊急通報体制等整備事業	28	216	28	198

#### ○今後の方向

高齢化のより一層の進展にともない、ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保するため、今後も引き続き事業を実施します。

また、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯が増加していく中で、緊急通報システムを利用したの相談業務や安否確認等ができるシステムの導入に努めます。

### ⑤福祉電話事業

おおむね 65 歳以上の低所得者のひとり暮らし等で、安否確認を行う必要がある人に対し、市所有の電話回線を無償で貸与します。

#### ■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
福祉電話	2	2

#### ○今後の方向

ひとり暮らし高齢者等の安否確認・各種相談及び緊急連絡等の手段の確保を図ります。

### ⑥家族介護慰労事業

在宅で重度の要介護者を介護している家族を対象に一定の要件を満たす場合に慰労金を支給します。また、家族介護者や介護に関心のある人が集い、定期的な情報交換や意見交換を行う自主的な活動に対して支援を行います。

#### ■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
家族介護者慰労金	13	9
家族介護者の会活動助成	2	4

#### ○今後の方向

今後も、家族介護者の日ごろの身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

### ⑦老人日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上であって心身機能の低下にともない防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

#### ■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
老人日常生活用具給付事業	電磁調理器 3	0

#### ○今後の方向

高齢者の安心・安全な在宅での生活支援を継続します。

### ⑧高齢者等除雪対策事業

自力で除雪が困難な高齢者世帯等に対して、敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業に対する費用の一部を助成します。

#### ■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
	延べ利用件数	延べ利用件数
高齢者等除雪対策事業	-	453

#### ○今後の方向

引き続き、積雪地域における高齢者世帯等の生活の安心安全の確保に努めます。

## (2) 施設サービスの充実

### ① 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅の生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

#### ○供給体制

市内には、養護老人ホームが1か所あります。

#### ■養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	養護老人ホーム 長生園

#### ○今後の方向

外部サービス利用型施設である管内事業所において、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス提供事業所と連携し、要支援または、要介護状態にある入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。

### ② 軽費老人ホーム（A型・B型）

軽費老人ホーム（A型・B型）は家庭環境、住宅事情により在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できる施設です。A型は、収入が利用料の2倍程度以下であること、B型は、食事の提供がなく自炊ができるという入所条件があります。

#### ○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（A型）が1か所あります。

#### ■軽費老人ホーム（A型）

所在地	事業所名
八木	軽費老人ホーム ラポール八木

#### ○今後の方向

第5期事業計画期間において、既存の軽費老人ホーム（A型）については、京都府の「高齢者あんしんサポートハウス整備事業」に位置づけて改修が予定されています。

今後も、自立生活がやや困難な高齢者が、少ない費用負担で見守りや食事のサービス提供を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険の在宅サービスと連携を図りながらサービスの提供に努めます。

### ③軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、高齢者が訪問介護等の介護保険の居宅サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の施設です。

#### ○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（ケアハウス）が5か所あります。

#### ■軽費老人ホーム（ケアハウス）

所在地	事業所名
園部	ケアハウス 長生園
八木	ケアハウス 白百合苑
日吉	第1ケアハウスはぎの里
	第2ケアハウスはぎの里
美山	ケアハウス 美山

#### ○今後の方向

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

### ④老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進や教養の向上等の目的で設置されており、市民のふれあいと交流の場として、健康と福祉の向上に寄与し、豊かな地域生活を営むための活動拠点となっています。

活動としては、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブの活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいがいづくりに関する自主的な活動が活発に行われています。

#### ○今後の方向

健康福祉の拠点として、市民が集い、憩い、さらには健康づくりなどのより一層の推進をめざし、サークル活動への場の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、お互いに一層の交流を深めることができるとともに、健康づくり等の介護予防に重点を置くなど、事業内容の充実に努めます。

### 3 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

#### (1) 認知症高齢者支援策の推進

##### ① 認知症に関する正しい理解の推進

高齢化社会の進展にともなって、今後も認知症高齢者の増加が予測されます。

市民に対して認知症に関する正しい情報を伝え、「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解・偏見をなくすとともに、認知症の特徴や認知症への対応、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生き生きと自分らしく暮らすことができるといった認知症に対する正しい理解を促進していく必要があります。

そのために、地域包括支援センター等において地域や職場で養成講座を開催し、「認知症キャラバンメイト」「認知症サポーター」の養成を行います。そして、認知症高齢者やその家族の手助けができる体制づくりを進めます。

また、認知症になっても身近な地域でその人らしく、また安心して生活し続けることができる地域づくりを進めます。

##### ② 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、認知症の早期発見、早期治療、早期対応の連携を図るため、保健・医療・福祉のネットワークの活用を進め、相談体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者の見守り体制としては、民生児童委員等をはじめとする地域全体のネットワークの強化を図ります。

##### ③ 認知症高齢者の権利擁護

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がいのある人や精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

これらの制度は、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

そこで、地域包括支援センターを中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう、相談業務や関係機関との連携の中で支援の必要な方のサポートに努めます。

身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、この制度の適切な利用を可能とするため、市長が支援を行う申立て制度の活用を引き続き努めます。

また、認知症高齢者等が年々増加していく中で、成年後見制度を利用する人が増え、相談を受けても受任する後見人がない状態になることが見込まれます。

今後は、成年後見制度についての知識を持った人材「市民後見人」を養成し、この制度の利用をサポートできる体制づくりに努めます。

さらに、権利擁護制度について広く市民に周知できるよう啓発に努めます。

#### ④認知症高齢者及び介護者への支援

認知症高齢者に対するケアは、早期の段階から適切な診断とこれをふまえた対応が重要となります。そのため本市では、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス等における必要サービス量の確保を図り、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるように努めます。

また、認知症高齢者とその家族の悩みや不安を軽減し、正しい知識の普及や専門相談の提供、支えあう仲間づくり、介護者の心身のリフレッシュや情報交換・交流を図る機会などを充実させるとともに、地域社会全体で認知症への理解が深まるよう取り組みます。

一方、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもり防止事業や知的な活動等を促進することにより、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防に努めます。

### (2)高齢者虐待防止対策の推進

#### ①高齢者虐待に関する正しい理解の促進

高齢者の増加とともに、高齢者虐待が深刻な社会問題となっており、虐待が表面化しにくく生命や身体に重大な危険が迫るケースも出てきています。

本市においては、虐待防止と虐待の早期発見・早期対応等の基本事項を示した「南丹市高齢者虐待防止マニュアル」を策定しており、関係機関と連携を図りながら、適切な措置を講じていきます。

高齢者虐待は高齢者世帯等による介護疲れや希薄な近隣関係による孤立、社会環境などさまざまな要因により複雑化してきています。

そのため、高齢者虐待の予防と対策については、虐待のおこる背景を理解し地域包括支援センターを中心に地域住民と連携を図り、声かけや見守り体制の強化に努めます。

#### ②虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域ぐるみのネットワークの充実を図ります。

医療関係者、福祉事務所、社会福祉法人等民間サービス提供事業所、南丹警察署、消防署等の関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期防止を支援するネットワーク会議の充実と併せて、高齢者を取り巻く状況の総合的な相談・支援を行うため、弁護士等の法律家による支援体制で、事案が生じた場合は速やかな対応を行います。また、虐待の未然防止に向けて、認知症等に対する正しい理解の推進を図るため、啓発活動にも努めます。



### ③被虐待高齢者に関する事業

虐待を受けた高齢者については緊急一時保護を行うとともに、虐待をした人と受けた人それぞれの心のケアに努めます。

ケースによっては、地域包括支援センターの職員や保健師の訪問により心のケアを行います。

### (3)老人保護措置制度の活用

環境上の理由や経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者や、家庭で家族等から虐待を受けている人、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合の高齢者に対して、市町村が職権をもって必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の強化に努めます。

## 4 身近な地域での支え合いの促進

### (1) 地域福祉活動の推進

高齢化の進行にともないひとり暮らし高齢者や介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」など的高齢者の増加に加え、核家族化の進行により希薄な近隣関係になりつつあり、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、高齢者の孤独死は年々増加しています。

そこで、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けていけるよう、社会福祉協議会や民生児童委員協議会を中心に、地域の住民同士での身近な支え合い・助け合いが求められています。

そのため、「南丹市地域福祉計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域づくり、住民同士の交流や住民と関係機関などで地域福祉活動を推進する中で、地域の課題を発見し、解決していく仕組みづくりを進めます。

### (2) 小地域福祉活動の役割

地域におけるふれあい教室（生きがい活動支援通所事業）や、いきいきサロンなどにより交流の場づくりを推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために民生児童委員等が行う訪問など、支援が必要な人の早期発見や安否確認などを進めます。

### (3) 地域ネットワークの充実

住み慣れた地域で高齢者が安心して生活が送れるように、地域包括支援センター、自治会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、老人クラブ等の各関係機関・団体において、生活に課題を抱える高齢者や支援を求める高齢者を早期に発見して適切な相談窓口につなげるよう、地域における見守りネットワークの構築・充実に努めます。

## 5 高齢者の安心・安全の確保

### (1) 移動手段の確保の検討

広い市域の本市においては、一般の公共交通機関などを利用することが困難な高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっています。社会福祉協議会や福祉シルバー人材センターに委託し、外出支援事業を行っていますが、利用者は年々増加しています。

こうした中で、移動手段の確保のため関係課と連携しながら総合的な交通体系の見直しを進めるとともに、ボランティア・NPOによる移送サービスへの参入促進や民間交通機関等への働きかけにより、移動手段の確保に努めます。

### (2) 高齢者の安全確保

高齢社会の中で、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しています。このため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

### (3) 高齢者のための防犯・防災対策

近年、高齢者を対象にした振込み詐欺をはじめ高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、局地的な大雨・大雪や台風、地震、火災等の災害に対する不安も増しています。

このため、高齢者が安心して安全な生活ができる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等が協力し地域ぐるみで日頃から声かけを行うなど見守りネットワークの構築に努めます。

また、災害時には自主防災組織の活動や災害時要援護者支援マップなどを活用し、各関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や非難誘導體制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

### (4) 「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーション<sup>3</sup>の理念にもとづき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザイン<sup>4</sup>による社会をめざしていかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、京都府等の関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

<sup>3</sup> ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などすべての人が一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

<sup>4</sup> ユニバーサルデザイン

障がいの有無や性別、年齢、言語、文化などを問わず、すべての人にとって使いやすいようにデザインされた製品や情報、施設のこと。

# 第 10 章 計画の推進に向けて

## 1 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢社会に対応し、誰もができるかぎり自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

### (1) 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

### (2) 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

また、利用者がサービスの利用によって効果がでているか、利用者本人、家族及び関係者からの聞き取り調査も行います。

### (3) 広報・啓発

本計画に掲げるさまざまな施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、すべての市民が高齢社会の現状や課題を理解し、地域に目を向け、ともに助け合うことが重要となります。このため、南丹市広報誌への掲載、サービス利用ガイドブックの全戸配布、南丹市ホームページの活用等により、市民に対して本計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。

## 2 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理

本計画の実現に向けて、京都府・近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、さまざまな施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、サービス事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

そのため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会などを通じて本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、より効果的な事業実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、関係各課の連携を密にし、計画の目標の実現に向けて取り組みます。

# 資料編

## 1 アンケート調査結果

### 【調査の目的】

本調査は、高齢者が健康で生き生き暮らすことのできるまちの実現をめざして、「南丹市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」の見直しをするにあたり、基礎資料として参考にするため実施しました。

### 【調査設計】

- 調査対象者：【一般高齢者】市内在住で65歳以上の要介護未認定者の方（無作為抽出）  
【要介護認定者】市内在住で要支援・要介護認定を受けている方（無作為抽出）
- 対象数：【一般高齢者】3,000人  
【要介護認定者】1,000人
- 調査期間：平成23年6月20日～7月4日まで
- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等による）  
郵送配布・郵送回収による郵送調査法

### 【回収結果】

調査区分	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	3,000	2,028	67.6%
要介護認定者	1,000	577	57.7%

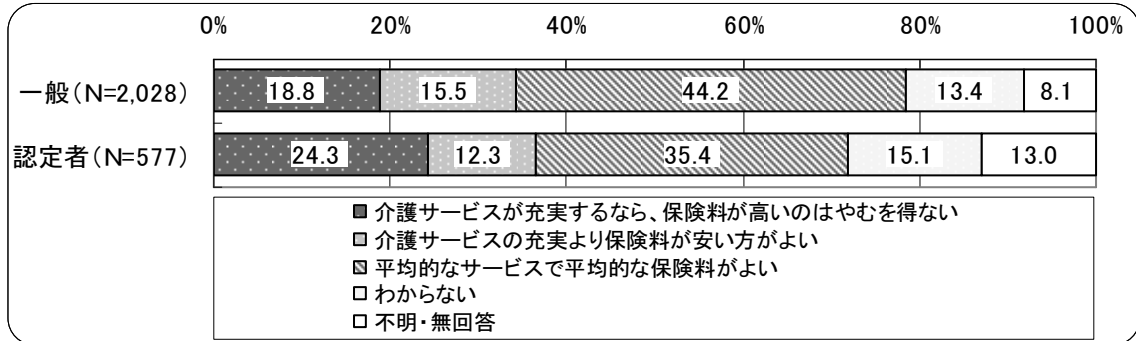
### 【調査結果の見方】

- 回答結果は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数第2位を四捨五入しているため、【単数回答】（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 【複数回答】（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- グラフ、表中において、一般高齢者を「一般」、要支援・要介護認定者を「認定者」としています。

【調査結果】

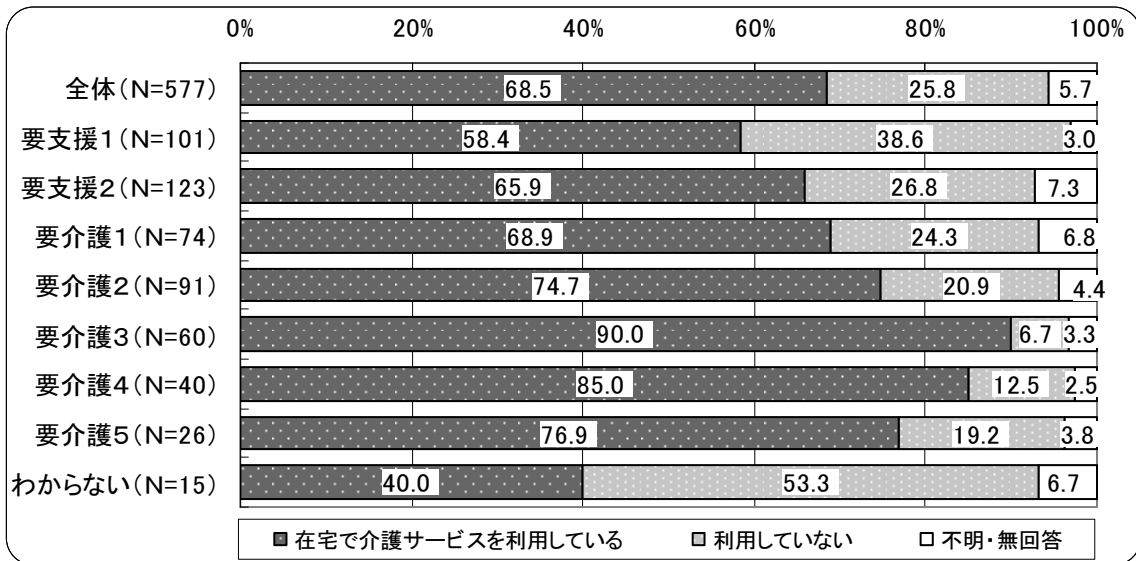
(1) 介護保険サービス・介護保険制度について

■ 介護保険料の負担と介護サービスについて



一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「平均的なサービスで平均的な保険料がよい」が多く、特に一般高齢者は要支援・要介護認定者よりも多くなっています。

■ 介護サービスの利用状況（要支援・要介護者のみ）



介護サービスの利用状況は全体で 68.5%が利用しており、要介護度別にみると、要介護3が 90.0%、要介護4が 85.0%と8割を超えて多くなっています。

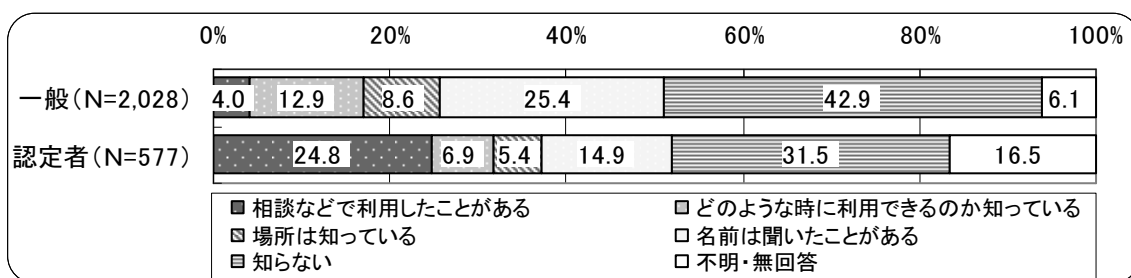
■各介護サービスの利用状況と今後の利用意向（要支援・要介護者のみ）



介護サービスの利用状況では「通所介護(デイサービス)」が多くなっています。次いで「福祉用具貸与」「住宅改修」「訪問介護(ホームヘルプサービス)」と続いています。今後の利用意向では利用状況と同様に「通所介護(デイサービス)」「福祉用具貸与」「住宅改修」などが多くなっています。



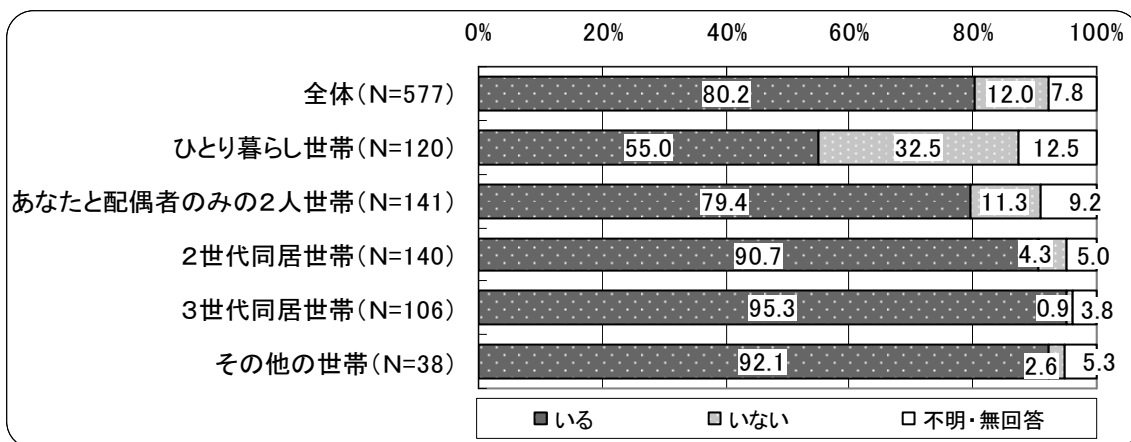
■「地域包括支援センター」の認知度



一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「知らない」が多く、認知度は低いことがうかがえます。要支援・要介護認定者は「相談などで利用したことがある」についても2割を超えています。

(2) 介護者について

■将来介護をしてくれる人はいるか（要支援・要介護者のみ）



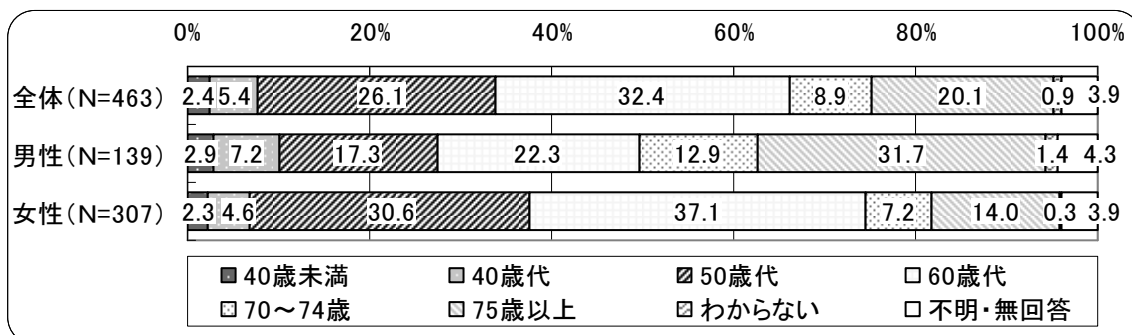
全体では 80.2%が「いる」となっていますが、ひとり暮らし世帯では「いる」が 55.0%と半数程度にとどまっています。

■主に介護してくれる人の続柄（要支援・要介護者のみ）

上段:件数 下段:%	配偶者 (夫または妻)	子ども (子どもの配偶者含む)	親	兄弟・姉妹	孫(孫の配偶者含む)	その他の親族	親族以外(訪問介護員等)	その他	不明・無回答
全体(N=463)	128 27.6	<b>272</b> <b>58.7</b>	-	4 0.9	6 1.3	6 1.3	2 0.4	7 1.5	38 8.2
ひとり暮らし世帯(N=66)	-	<b>53</b> <b>80.3</b>	-	-	-	3 4.5	-	2 3.0	8 12.1
あなたと配偶者のみの2人世帯(N=112)	<b>74</b> <b>66.1</b>	22 19.6	-	-	1 0.9	1 0.9	1 0.9	-	13 11.6
2世代同居世帯(N=127)	26 20.5	<b>91</b> <b>71.7</b>	-	1 0.8	1 0.8	1 0.8	1 0.8	-	6 4.7
3世代同居世帯(N=101)	22 21.8	<b>74</b> <b>73.3</b>	-	-	2 2.0	-	-	-	3 3.0
その他の世帯(N=35)	3 8.6	<b>19</b> <b>54.3</b>	-	2 5.7	2 5.7	-	-	5 14.3	4 11.4

全体では「子ども(子どもの配偶者含む)」が58.7%で多くなっています。ひとり暮らし世帯、2世代同居世帯、3世代同居世帯、その他の世帯についても「子ども(子どもの配偶者含む)」が多くなっていますが、あなたと配偶者のみの2人世帯については「配偶者(夫または妻)」が66.1%で多くなっています。

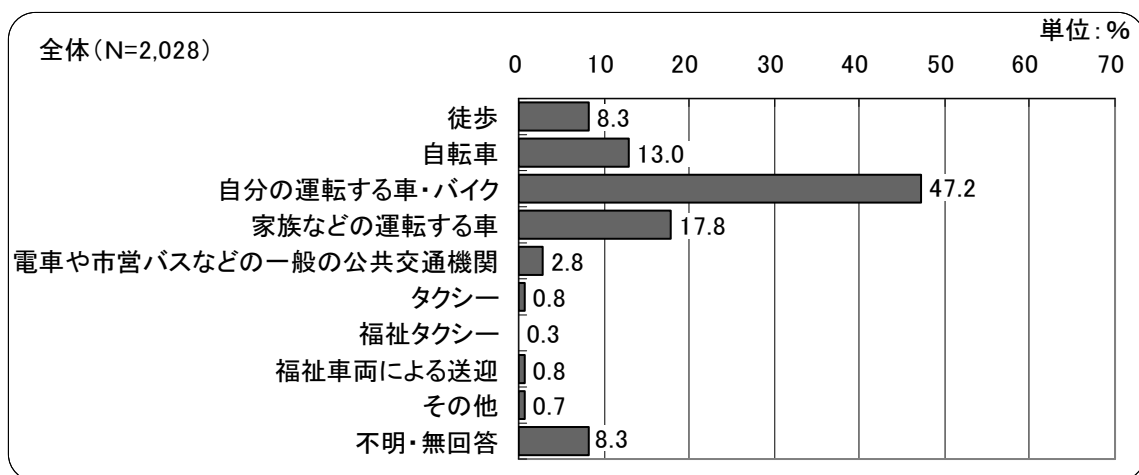
■主に介護してくれる人の年齢（要支援・要介護者のみ）

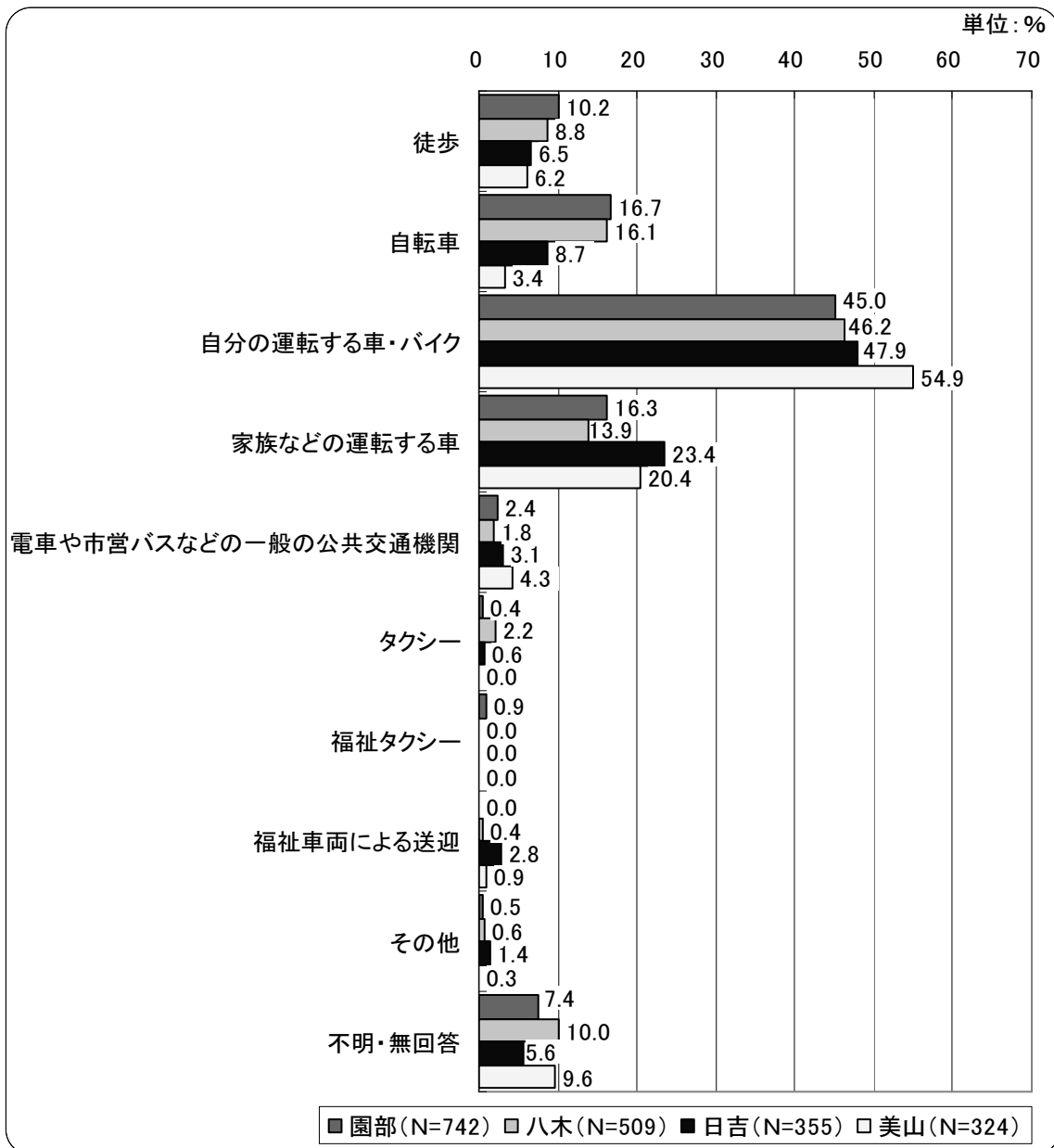


全体では「60歳代」が32.4%で多くなっており、次いで「50歳代」「75歳以上」が2割を超えています。女性についても「60歳代」が多くなっていますが、男性では「75歳以上」が31.7%で多くなっています。

### (3)生活全般について

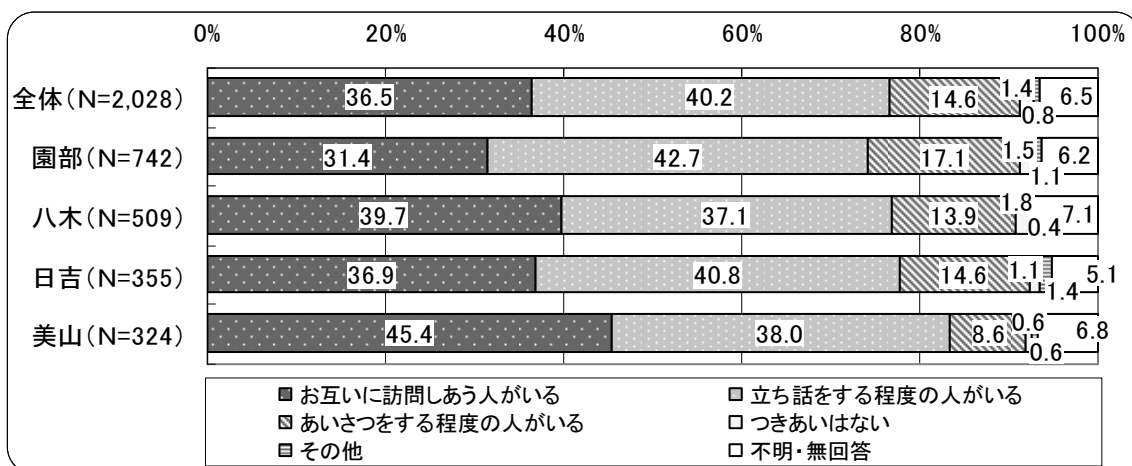
#### ■外出の際の主な交通手段（一般高齢者のみ）





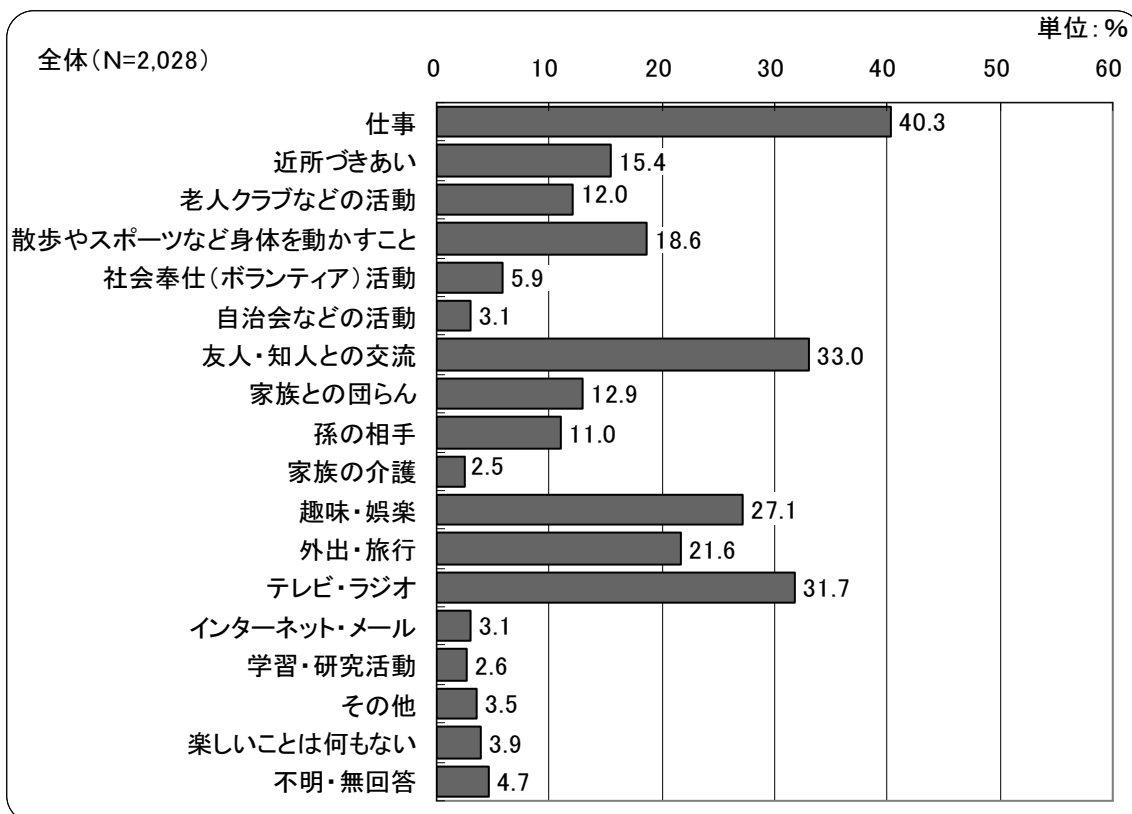
「自分の運転する車・バイク」が最も多く、「家族などの運転する車」「自転車」と続いています。圏域別にみると、すべての圏域で「自分の運転する車・バイク」が高くなっており、特に美山圏域では 54.9%と半数以上を占めており、『主に車』（「自分の運転する車・バイク」と「家族などの運転する車」の合計）では日吉、美山圏域で7割を超えています。

■近所の人とのつきあいの程度（一般高齢者のみ）



「立ち話をする程度の人がいる」が最も多く、次いで「お互いに訪問しあう人がいる」が多くなっており、近所とのつきあいのある人が多いことがうかがえます。圏域別にみると美山圏域では「お互いに訪問しあう人がいる」が他の圏域よりも多くなっています。

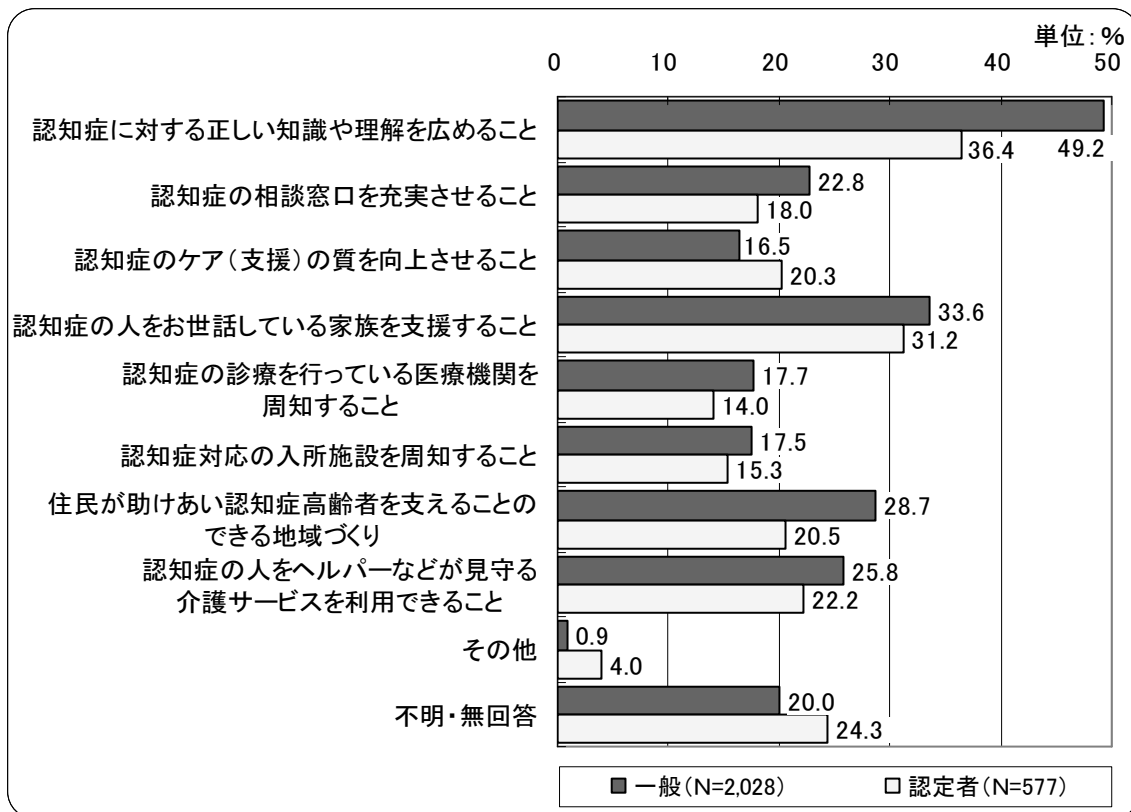
■生きがいを感じることにについて（一般高齢者のみ）



生きがいを感じることにについては、「仕事」が 40.3%と最も多く、次いで「友人・知人との交流」が 33.0%、「テレビ・ラジオ」が 31.7%、「趣味、娯楽」が 27.1%と続いています。

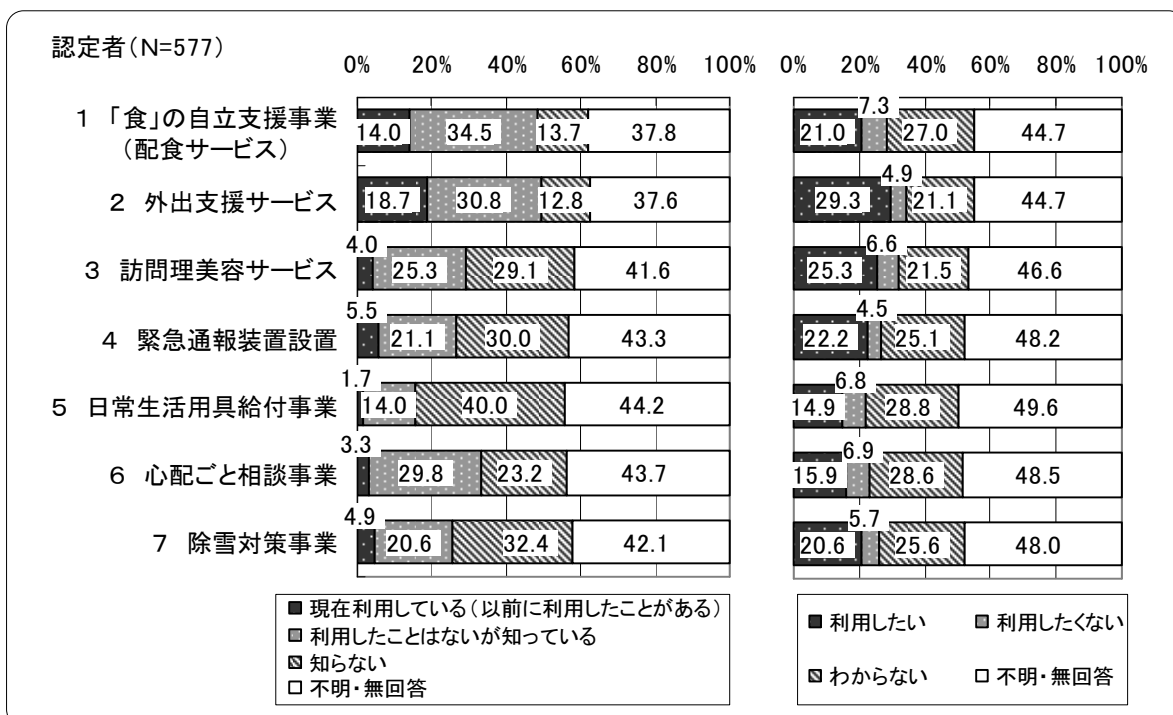
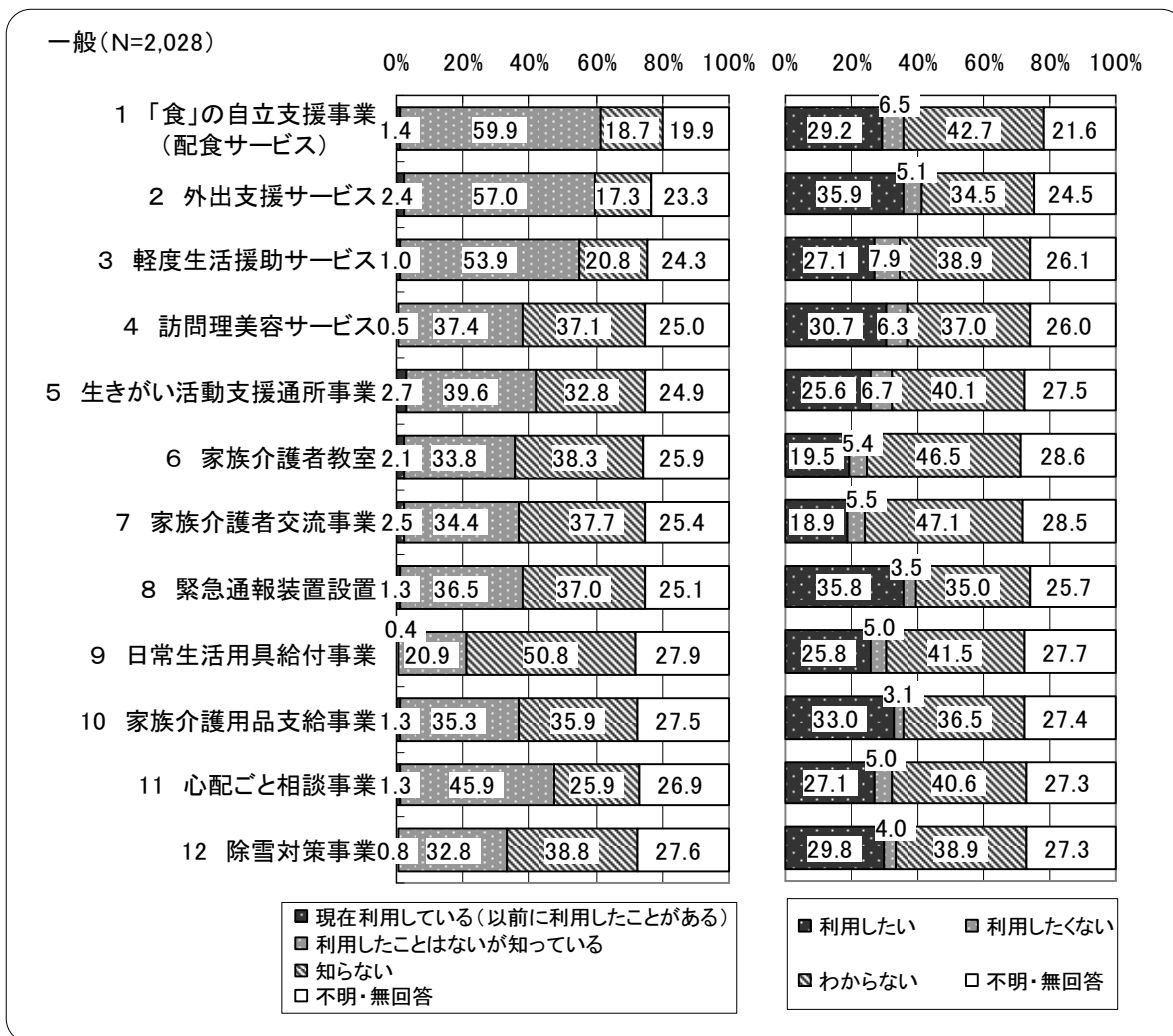
(4) 今後の高齢者施策に関することについて

■ 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な取組み



「認知症に対する正しい知識や理解を広めること」や「認知症の人をお世話している家族を支援すること」などが求められています。

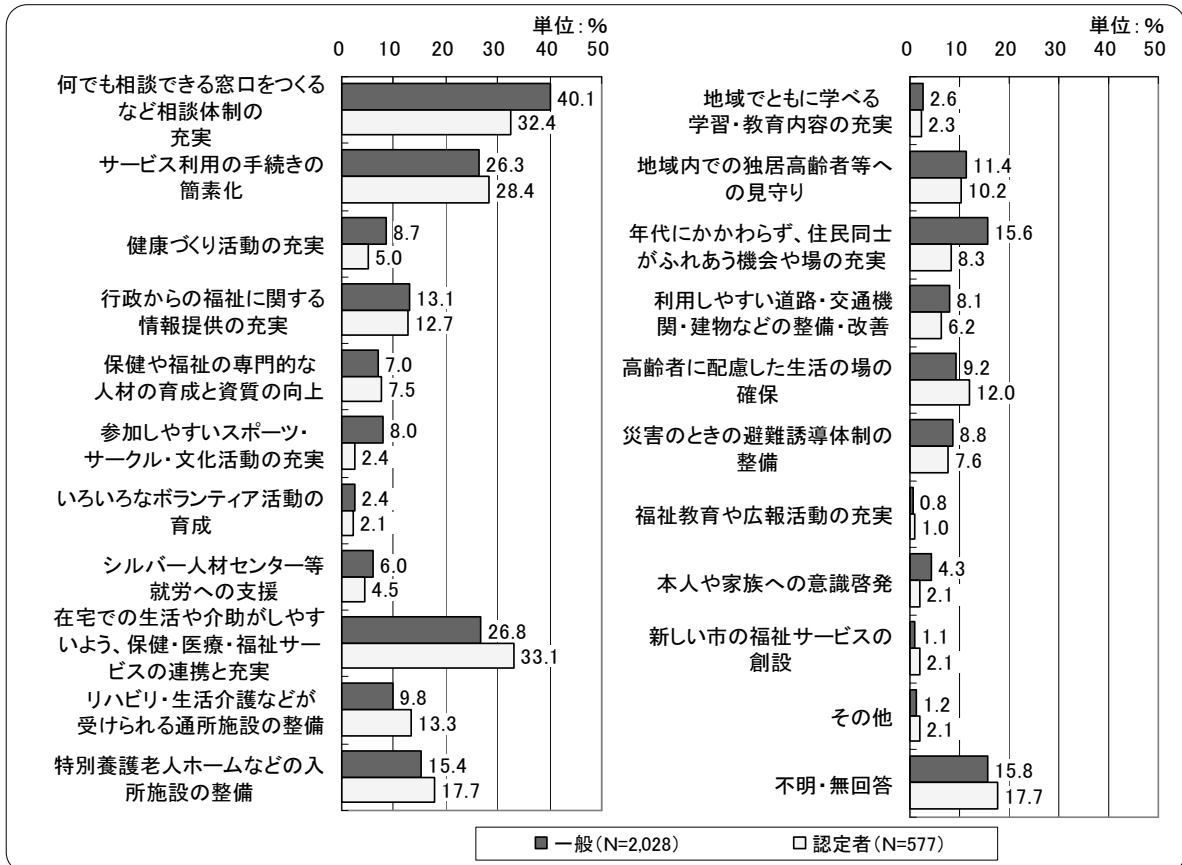
■介護サービス以外の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向



一般高齢者では、各サービスについて「現在利用している（以前に利用したことがある）」の割合が1割以下と福祉サービスを利用している人が少ないことがうかがえます。一方、今後の利用意向をみると、「外出支援サービス」「緊急通報装置設置」「家族介護用品支給事業」「訪問理美容サービス」について「利用したい」が3割を超えています。

要支援・要介護認定者では、利用状況「現在利用している（以前に利用したことがある）」の割合が「外出支援サービス」で最も多く、「食」の自立支援事業（配食サービス）と続いています。今後の利用意向についても「利用したい」の割合が「食」の自立支援事業（配食サービス）で 21.0%となっているほか、「外出支援サービス」が 29.3%、「訪問理美容サービス」が 25.3%と高くなっています。

■ 高齢者が健やかに過ごすためにどのようなところに力を入れるとよいか



「何でも相談できる窓口をつくるなど相談窓口の充実」や「在宅での生活や介護がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの連携と充実」「サービス利用の手続きの簡素化」などが求められています。



## 2 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年1月1日

告示第70号

改正 平成19年 7月30日告示第180号

平成21年 1月30日告示第 29号

平成23年 3月31日告示第109号

(設置)

第1条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 3 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	仲村 学	南丹市議会	
2	谷 幸	南丹市議会	
3	田中 博	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会	副委員長
4	小栗 宏	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会	
5	森 昭夫	公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	
6	加舎 孝啓	社会福祉法人 長生園	
7	五十棲 吉之	医療法人 清仁会 シミズふないの里	
8	内藤 経夫	社会福祉法人 日吉たには会	
9	大川 眞樹	社会福祉法人 北桑会 美山やすらぎホーム	
10	船越 重雄	南丹市民生児童委員協議会	
11	平井 喜代子	南丹市身体障害者福祉会	
12	長野 弘	南丹市老人クラブ連合会	
13	廣野 良定	船井医師会	委員長
14	吉田 隆夫	南丹市介護認定審査会	
15	出野 比啓	学識経験者（家族介護者代表）	
16	長尾 敬行	京都府南丹保健所企画調整室	
17	山内 晴貴	南丹市市民福祉部長	



---

## 南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画

～ 健康で生き生きと暮らせるまち ～

平成 24 年 3 月発行

発 行 南丹市  
編 集 南丹市市民福祉部高齢福祉課  
〒622-8651  
京都府南丹市園部町小桜町 47  
TEL : 0771-68-0006 / FAX : 0771-68-1166

---